

令和5年第2回定例会6月定例会議

中之条町議定会議録

令和5年6月6日 再開

令和5年6月21日 散会

中之条町議会

令和5年第2回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第1日

招集年月日 (会議)	令和5年6月6日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
再開 日時	再開	令和5年6月6日 午前9時30分						
	散会	令和5年6月6日 午前10時57分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏 名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	劔持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	1番 原沢 香司		2番 福田 公雄		3番 山本 修			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	劔持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	山本 俊之
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(6月6日午前9時30分開議)

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 審議期間の決定
- 第 3 議案第 1 号 令和 5 年度中之条町一般会計補正予算 (第 3 号)
議案第 2 号 令和 5 年度中之条町発電事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 議案第 3 号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 4 号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 5 号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 6 号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 7 号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 8 号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 9 号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第 10 号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第 11 号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第 12 号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 13 号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについて
- 第 6 議案第 14 号 農業委員会委員の任命について
議案第 15 号 農業委員会委員の任命について
議案第 16 号 農業委員会委員の任命について
議案第 17 号 農業委員会委員の任命について
議案第 18 号 農業委員会委員の任命について
議案第 19 号 農業委員会委員の任命について
議案第 20 号 農業委員会委員の任命について
議案第 21 号 農業委員会委員の任命について
議案第 22 号 農業委員会委員の任命について
議案第 23 号 農業委員会委員の任命について
議案第 24 号 農業委員会委員の任命について

- 議案第25号 農業委員会委員の任命について
議案第26号 農業委員会委員の任命について
第7 議案第27号 令和5年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（図書館棟）請負契約の締結について
議案第28号 令和5年度中之条町入山地区温泉施設建築工事請負契約の締結について
第8 議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定について
第9 報告第1号 令和4年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第10 請願第1号
第11 特別委員会の設置について

○

◎ 再開

○議長（安原賢一）みなさん、おはようございます。

第2回定例会の再開にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに令和5年第2回中之条町議会定例会6月定例会議を招集したところ、議員各位には早速参集いただき厚くお礼申し上げます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。

ここで、諸般の報告を申し上げます。

5月29日の県議会臨時総会では、全ての議案が可決され、会長に石内國雄玉村町議長が、副会長に黒岩巧長野原町議長、坂本英夫神流町議長が選任されました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が、町長からは指名競争入札執行報告書が提出されています。それぞれ事務局にありますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般報告といたします。

この際、町長からご挨拶をいただきたいと思います。町長

○町長（外丸茂樹）みなさん、おはようございます。

本日、議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和5年第2回中之条町議会定例会議を開催させていただいたところ、議員の皆様におかれましてはご参集賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスが5類に移行して間もなく1か月が経過しようとしております。停滞していた人と人との交流、地域経済を活性化させるため、全員が同じ方向に向かって前進することが重要だと考えております。

また、先月の初議会後に上京いたしまして、JR上野駅長、東京駅長、それから友好都市であります東京都北区の山田区長、群馬県東京事務所所長と面会し、ピエンナーレや中之条ガーデンズで

開催されるブルガリアフェアのPRを行い、今までのお礼と今後の協力をお願いをしてきたところ
でございます。

また、先週の台風第2号による豪雨対策では、有事に備えるため、危機管理室を中心に夜間ま
で待機したところでございます。

さて、今回上程させていただきましたのは、一般会計、発電事業特別会計の補正予算、3年の任
期が満了となる農業委員13名の人事案件、条例の制定及び改廃、2件の契約の締結等ござい
ます。慎重審議を賜り、ご議決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）ありがとうございました。

ただいまの出席議員は15名です。

これより令和5年第2回中之条町議会定例会6月定例会議1日目の会議を開きます。

○

◎ 会議録署名議員指名

○議長（安原賢一）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番、原沢香司さん、2番、福田公雄さん、3番、山本修さん
を指名します。

○

◎ 審議期間の決定

○議長（安原賢一）日程第2、審議期間の決定について議題とします。

お諮りします。

今期定例会議の審議期間は、別紙審議期間予定表のとおり本日から6月21日までの16日間とし
たいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認めます。

よって、今期定例会議の審議期間は、本日から6月21日までの16日間と決定しました。

○

◎ 議案第 1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 2号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第3、議案第1号及び第2号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、議案第1号及び議案第2号につきまして提案理
由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第3号）につきまして申し上げます。
新型コロナウイルス感染症も第5類に移行となり、観光業や飲食業など、徐々にではありますが、

国民生活や経済活動の回復の兆しが見えてきております。

一方で、6回目のワクチン接種が今月から開始されるなど、アフターコロナによる経済社会活動と感染予防対策について、両面から実施していく必要を感じております。特に経済活動においては、日用品を中心に、多岐にわたり、物価の高騰が依然と続いており、懸念されるところでございます。

本年度も2か月が経過し、この間に2回の補正をお願いしてまいりましたが、6月定例会議にあたり、新型コロナウイルスワクチン接種や施設の修繕など、早期に実施しなければならない事業において、今回補正をお願いしたいものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,366万3,000円を追加し、補正後の予算総額を107億1,560万8,000円にいたしたいというものであります。

まず、歳入でございますが、国庫支出金616万3,000円、繰入金387万4,000円、諸収入262万円を見込ませていただき、不足する財源につきましては繰越金を充てさせていただきました。

次に、歳出でございますが、各款ごとに主な内容につきまして申し上げます。

2款総務費では、行政区運営事業として、集会所の空調やトイレ改修工事に係る補助金を見込ませていただき、防犯対策事業としては、議案第3号で提案させていただきます中之条町犯罪被害者等支援条例に係る犯罪被害者等見舞金を計上させていただきました。

また、伊参スタジオ公園運営管理事業では、公園内の危険支障木の伐採費用を計上させていただきました。住民基本台帳ネットワークシステム管理事業では、住基ネットシステムの改修等に係る費用を見込ませていただいております。

3款民生費では、児童福祉事業として、保育所の広域入所に係る委託料を見込ませいただきました。

4款衛生費では、予防事業及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業におきまして、高齢者等に対して先駆けて実施いたしますワクチン接種に要する経費について見込ませていただいております。

6款農林水産業費では、森林環境整備事業として林業作業道整備事業費補助金の増額を、また森林経営管理制度事業として林地台帳森林経営管理制度システム更新業務委託料を計上させていただきました。

10款教育費では、六合こども園運営管理事業として施設内の床暖房の修繕を、ツインプラザ運営管理事業では、外壁及び屋根改修工事監理業務委託料の増額をお願いしております。

また、給食センター運営管理事業では、中之条小学校給食センターの食材保管用冷蔵庫の購入に係る費用を見込ませていただきました。

続きまして、議案第2号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ2,642万円を増額し、予算の総額を3億9,742万円にいたしたいというものでございます。

歳入では、4款繰入金及び5款繰越金の増額をお願いし、歳出では1款太陽光発電事業費の施設修繕料において、上沢渡の沢渡温泉第1太陽光発電所及び下沢渡の第2太陽光発電所におけるパワーコンディショナーの10年目点検を行うための費用と火災保険料の増額をお願いいたしたいものでございます。

以上が今回お願いいたします補正の主な内容であります。いずれも今年度執行していかなければならない重要な事業と考えておりますので、ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

続いて、補足の説明をお願いします。

議案第1号、総務課長

（議案第1号について、総務課長補足説明）

○議長（安原賢一）議案第2号、企業課長

（議案第2号について、企業課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足説明が終わりました。ただいま審議中の議案第1号及び第2号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

- ◎ 議案第 3号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定について
- ◎ 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 5号 中之条町税条例の一部改正について
- ◎ 議案第 6号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 7号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 8号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定について一部改正について
- ◎ 議案第 9号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第10号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- ◎ 議案第11号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ◎ 議案第12号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第4、議案第3号から第12号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第3号から議案第12号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第3号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、国におきまして、犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のために施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

こうした状況の中、地方公共団体においても犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することから、犯罪被害者等の尊厳が重んぜられ、相談及び情報の提供等や保健医療サービス、福祉サービス等の提供、安全の確保、居住の安定、雇用の安定など、地方公共団体の講ずべき基本的施策を定めるため、条例の制定をお願いするものであります。

続きまして、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本年度管内の幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会の設置を予定しております。

学校運営協議会の委員は、地方公務員法に定める非常勤特別職の公務員に該当することから、本条例の別表に学校運営協議会委員を追加し、その報酬額を日額7,500円と規定したいものでございます。

次に、議案第5号 中之条町税条例の一部改正についてについて説明を申し上げます。

令和5年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、中之条町税条例の一部改正をお願いするもので、主な改正点は森林環境税の令和6年度の課税開始に伴うものでございます。

続きまして、議案第6号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、上位法令であります地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の対象施設の設置期間延長をお願いするための一部改正でございます。

次に、議案第7号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

本条例改正につきましても上位法令であります地域再生法の一部改正に伴い、固定資産税の不均

一課税の適用期限と整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限の延長をお願いするための一部改正でございます。

議案第8号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。

中之条町の山林の適正な管理促進や再生可能エネルギーの普及を図るとともに、森林環境を介した交流や町内の林業産業の活性化に資するための施設として、令和2年度から計画を進めてまいりました中之条町木材活用センターにつきまして、建屋や土場の工事が完了し、6月中にはチップパーも設置されることから、地方自治法第244条の2の規定に基づき、中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例を制定し、公の施設として管理運営していきたいものでございます。

続きまして、議案第9号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

群馬県福祉医療費補助金交付要綱が改正されたことに伴い、中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部につきまして改正をお願いするものでございます。

改正内容は、まずマイナンバーカードが保険証として使用可能となったことから、福祉医療の受給資格についても今後受診の際に電子資格確認が可能となることを見据え、条文を追加するものでございます。

また、令和5年8月1日から重度心身障害者及び高齢重度障害者の支給対象者に所得制限が設けられることとなり、令和3年3月議会において条例改正をお願いし、ご議決をいただいておりますが、所得控除における税制改正があり、条文の改正をお願いするものでございます。

なお、今回の改正を受けましての所得制限の取扱いに変更はございません。

議案第10号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、説明を申し上げます。

六合介護支援センターにつきましては、六合温泉医療センター内に設置し、指定管理者である地域医療振興協会において、介護保険における居宅介護支援事業及び地域包括支援事業を実施しておりました。

しかしながら、職員の退職等により、事業実施に必要な有資格者の確保が困難となり、居宅介護支援事業は平成24年2月に事業終了し、西吾妻福祉病院居宅介護支援事業所「えがお」に引き継がれ、地域包括支援事業は平成29年度末に事業を終了し、社会福祉協議会六合支所に事業引継ぎとなっております。

今回六合温泉医療センターの廃止に伴い、本条例につきましても廃止したいものでございます。

次に、議案第11号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、説明を申し上げます。

六合温泉医療センター内に設置しております健康増進施設「バーデ六合」につきましては、建物の老朽化も激しく、六合診療所の移転に伴い廃止としたいことから、本条例を廃止したいものでございます。

なお、新診療所近くに新たな温泉施設の建設を進めており、今後新たな温泉施設をご利用いただきたいと考えております。

続きまして、議案第12号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、説明を申し上げます。

六合診療所につきましては、現在旧入山小学校跡地に新診療所の建設を進めており、今年の8月には完成し、9月より診療を開始する予定となっております。

診療所の所在地が変更となることから、六合診療所の設置及び管理に関する条例につきまして、一部改正をお願いするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりました。

ただいま審議中の議案第3号から第12号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 議案第13号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについて

○議長（安原賢一）日程第5、議案第13号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第13号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについて、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員の任命は、地域の農業者や農業団体等からの推薦、または公募された者から市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。

任命にあたっては、原則として委員の過半数を認定農業者が占めることとされておりますが、例外として区域内の認定農業者数が委員定数の30倍を下回る場合には、委員の過半数、または少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者が占めていれば、議会の同意を得た上で認定できることとなっております。

現在中之条町の認定農業者数は48名でございます。委員定数の13人を30倍した390人を下回っております。ですので、例外の適用条件を満たしております。

今回農業委員に新たに推薦、公募された13人のうちに、認定農業者が4名、認定農業者の家族で認定農業者に準ずる者が1名おりまして、認定農業者及び認定農業者に準ずる者の合計数は5名となり、委員の4分の1の条件を満たすこととなります。

したがって、新委員の任命にあたり、この例外を適用することについて、議会の同意をお願い

いするものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終わります。
お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

本日の議案の採決は、起立により行います。

議案第13号 中之条町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を少なくとも四分の一とすることについて採決します。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○

-
- ◎ 議案第14号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第15号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第16号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第17号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第18号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第19号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第20号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第21号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第22号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第23号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第24号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第25号 農業委員会委員の任命について
 - ◎ 議案第26号 農業委員会委員の任命について

○議長（安原賢一）日程第6、議案第14号から第26号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第14号から議案第26号までの農業委員会委員の任命につきまして一括で説明

を申し上げます。

先ほど説明を申し上げましたとおり、農業委員は地域の農業者や農業団体から推薦または公募された者から市町村長が議会の同意を得て任命することとなっております。これに伴い、本年2月17日から3月30日まで農業委員の候補者の募集を行い、その結果、お配りいたしました資料のとおり、推薦が11名、応募が2名でございました。そのうち認定農業者が4名、認定農業者に準ずる者が1名おり、先ほどご同意をいただきました認定農業者とこれに準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることに該当いたします。

また、推薦も地域と農業関係団体からバランスよく行われており、農業に利害関係のない中立の委員に該当する方からも応募がありました。

この13名の候補者につきまして、5月12日に中之条町農業委員候補者評価委員会を開催し、意見を伺ったところ、任命にあたり特に問題なしとの報告をいただいておりますので、新農業委員として任命することにご同意賜りますようお願いをいたします。

なお、任期は7月20日から3年間となっております。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（安原賢一） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一） 別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一） 異議ないものと認め、採決に入ります。

採決は個々に行います。

最初に、議案第14号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一） 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一） 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 農業委員会委員の任命について採決します。本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第27号 令和5年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（図書館棟）請負契約の締結について

◎ 議案第28号 令和5年度中之条町入山地区温泉施設建築工事請負契約の締結について

○議長（安原賢一）日程第7、議案第27号及び第28号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、議案第27号 令和5年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（図書館棟）請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

中之条町ツインプラザは、平成12年の竣工以来、23年が経過し、雨漏りや外壁タイルの剥離が目立つようになってきました。本工事は、これからも町の生涯学習の拠点として、町民のみなさんに安心安全にご利用いただくために改修を行うものでございます。

去る5月12日に執行した入札において、株式会社千島工務店落札をし、1億560万円の契約締結をお願いしたいものでございます。

なお、工期につきましては、令和6年3月29日までを予定しております。

続きまして、議案第28号 令和5年度中之条町入山地区温泉施設建築工事請負契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本年度当初予算においてご議決をいただきました入山地区温泉施設の建築工事につきまして、その契約内容が確定いたしましたので、ご議決をいただくものでございます。

本工事は、六合温泉医療センター内の日帰り温泉施設の建て替え新築工事となります。

去る6月1日に執行した入札において、吉澤建設株式会社が落札し、5,940万円で契約締結をお願いしたいものであります。

工期につきましては、令和5年10月31日までを予定しております。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりましたので、補足の説明がありましたらお願いします。

生涯学習課長

（議案第27号について、生涯学習課長補足説明）

○議長（安原賢一）議案第28号、六合振興課長、お願いします。

（議案第28号について、六合振興課長補足説明）

○議長（安原賢一）補足の説明が終わりました。

質疑に入ります。

ご質疑願います。富沢議員

○9番（富沢重典）六合の温泉で1点だけちょっと確認させてもらいたいのですけれども、浴室の北側になると思うのですけれども、非常に大きな窓があるのですけれども、使いながら窓を開けたりする人がいると思うのですけれども、これまたさらに外構工事とかで目隠しとかいろいろまた出てくるのですか。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）施設の北側になりますけれども、施設から北側は目隠しというか、現在のところ、特に見えるような状況ではありません。すぐ北側、川になっていまして、そちらからは上部の目隠し等の予定は今のところないです。

○議長（安原賢一）よろしいでしょうか。ほかにございせんか。12番、福田議員

○12番（福田弘明）コミュニティスペース20畳ございますが、これ具体的にどのような内容となるのか、お願いいたします。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）こちらのコミュニティスペースにつきましては、一般観光客を入れるた

めに、群馬県の公衆浴場の許可を取るためには30畳以上のスペースが必要となります。そちらを確保するためにスペースを設けさせていただいております。主な利用といたしましては、温泉客はもちろんなのですが、あとサロン等活用して図っていきたいと思います。

○議長（安原賢一）12番、福田議員

○12番（福田弘明）すみません。床はどのようになるのかなとか、もう少し具体的に見えるように説明いただけるとありがたいのですが。

○議長（安原賢一）六合振興課長

○六合振興課長（山本俊之）床はフローリングです。ビニールクッション張りとなりますけれども。

○議長（安原賢一）いいですか。

（「いいです」の声）

○議長（安原賢一）ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、採決に入ります。

最初に、議案第27号 令和5年度中之条町ツインプラザ外壁及び屋根改修工事（図書館棟）請負契約の締結について採決します。

本案に原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和5年度中之条町入山地区温泉施設建築工事請負契約の締結について採決をします。

本案に原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定について

○議長（安原賢一）日程第8、議案第29号を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町では、令和2年度から中之条町の山林の適正な管理促進や木材活用の核となる施設として、中之条町木材活用センターを開設すべく取り組んでまいりました。

令和3年1月に、これまで町で取り組んできた木の駅プロジェクトの運営委託や木材チップの製造加工の委託、公募する事業者が自ら経営する事業等について、運營業務委託事業者選定公募型プロポーザルを開催し、審査員会においてその提案を審査し、株式会社ユハラが選定されました。

これにより、株式会社ユハラは、町の事業の受託に加え、自ら経営する製材業を木材活用センターで行うこととなり、以来町では株式会社ユハラと木材活用センターの開設に向けて取り組んでまいりました。

こうした経緯から木材活用センターの設置及び管理に関する条例第5条に基づく指定管理について、中之条町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第3号に規定する特例選定により、株式会社ユハラを指定管理者として指定したいことから、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指定機関は令和5年7月1日から令和10年6月30日までの5年間といたしたいものであります。

ご審議をいただき、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（安原賢一）提案理由の説明が終わりした。

ただいま審議中の議案第29号につきましては、審議の都合上、本日はこれまでとします。

○

◎ 報告第 1 号 令和4年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（安原賢一）日程第9、報告第1号を議題とします。

町長から報告を求めます。町長

○町長（外丸茂樹）それでは、日程に従いまして、報告第1号 令和4年度中之条町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

一般会計の繰越明許費につきましては、3月定例会議でご議決をいただき、その後3月31日にも専決処分をさせていただいておりますが、ふるさと納税事業、木材活用センター運営管理事業など、合わせて9事業、3億5,986万4,000円を令和5年度に繰越しをさせていただきました。これら事業に対する繰越計算書を地方自治法施行令第146条の規定に基づき、報告をさせていただくものでございます。

なお、この繰越事業に対する財源につきましては、国県支出金5,930万1,000円、地方債1億2,270万円、一般財源1億7,786万3,000円となっております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安原賢一）説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質疑願います。

(発言する人なし)

○議長（安原賢一）別段ございませんので、報告を終わります。

○

◎ 請願第1号

○議長（安原賢一）日程第10、請願第1号を議題とします。

最初に、請願文書表を朗読させます。局長

(請願文書表について、議会議務局長朗読)

○議長（安原賢一）ただいま朗読しました請願について、紹介議員から紹介をお願いします。

請願第1号について、原沢香司さん、登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）請願文書の紹介について申し上げます。

先ほど事務局長から請願の要旨を説明いただきましたが、町の経済、このコロナ禍の影響を受け、大変冷え込んでございます。コロナ禍で、中小零細業者、個人事業主、そして農家のみなさん、本当に今大変な状況にあると思います。「このインボイス制度が導入されれば、もう事業継続できない」、そういう声も数多く寄せられております。

請願の要旨にありますとおり、実際にこのインボイス制度が導入されれば、消費税が税率変更することなく、国の財源になる。果たして、町の業者さんの中でこのインボイス制度を求めている方いらっしゃるでしょうか。私は、少なくともインボイスを導入してほしい、そういう声を聞いたことがありません。今議会におきまして、この請願、皆様に審議いただき、請願のとおり、政府に対し、この意見書を採択することをお願いを申し上げて、私からの説明といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（安原賢一）会議規則第92条により、ただいま朗読のとおり、請願第1号を産業建設常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩とします。45分までお願いします。

(休憩 自午前10時29分 至午前10時44分)

○議長（安原賢一）お揃いですので、再開します。

○

◎ 特別委員会の設置について

○議長（安原賢一）日程第11、特別委員会の設置について議題とします。

議会改革推進特別委員会の設置についてお諮りします。

議会において、開かれた議会、議員の成り手不足、デジタルトランスフォーメーションなどの課題に取り組み、調査研究のため、7人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、問題の調査研究を委員会に付することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（安原賢一）異議ないものと認めます。

よって、7人の委員をもって構成する議会改革推進特別委員会を設置し、これに付託の上、調査、審査の終了するまで決定します。

議案書を配ります。ちょっと待っていてください。

（議案の配付）

○議長（安原賢一）お諮りします。

ただいま設置されました議会改革推進特別委員会の委員の選任については、委員会条例の定めるところにより、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議ないものと認め、議長から指名申し上げます。

議会改革推進特別委員として、山本修さん、割田三喜男さん、山田みどりさん、関美香さん、関常明さん、剣持秀喜さん、小栗芳雄さん、以上7人を指名します。

ただいま設置しました議会改革推進特別委員の中から委員長、副委員長を互選いただきたいと思います。

なお、委員会条例第8条第2項において互選に関する職務は年長の委員が行うことになっておりますので、よろしく願いいたします。

場所は第1委員会室でお願いします。

この際暫時休憩とします。

（休憩 自午前10時47分 至午前10時56分）

○議長（安原賢一）再開します。

先ほど休憩中に議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告申し上げます。

議会改革推進特別委員長に剣持秀喜さん、副委員長に山田みどりさんが選任されましたので、よろしく願いいたします。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

2日目の6月19日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時57分）

令和5年第2回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第2日

招集年月日 (会議)	令和5年6月19日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年6月19日 午前9時30分						
	散会	令和5年6月19日 午後2時17分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	劔持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	1番 原沢 香司		2番 福田 公雄		3番 山本 修			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	剣持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	欠 席
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(6月19日午前9時30分開議)

第1 一般質問

_____ ○ _____

◎ 開 議

○議長（安原賢一）おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ了承の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

_____ ○ _____

◎ 議案書の訂正

○議長（安原賢一）ここで、町長より議案書の訂正の申し出がありましたので、許可します。町長

○町長（外丸茂樹）議長のお許しをいただきましたので、議案書の訂正についてお願いを申し上げます。

令和5年6月6日に農業委員会の委員の任命についてお願いを申し上げたところでございますけれども、推薦者のあがつま農業協同組合より提出された農業委員候補者、推薦者の住所に誤りがございました。訂正内容といたしましては、中之条町大字日影1304番地―3を中之条町大字生須335番地にご訂正をお願いしたいというものでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（安原賢一）ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

_____ ○ _____

◎ 一般質問

○議長（安原賢一）日程第1、一般質問を行います。

質問者をお願いしておきます。議会基本条例第6条に規定する本会議における質疑質問は、論点を明確にするため、一問一答方式で行うこととされていますので、最初から一問一答方式で、答弁まで含めた時間で60分以内でお願いします。

最初のベルが残り10分、2回目が残りの5分、3回目が残りの1分です。

なお、最初の質問については、登壇して行い、再質問、あるいは第2項目以降の質問は自席で行ってください。また、執行部も最初の答弁は登壇して行い、次から自席でお願いします。

議会基本条例第6条2項において、議員の質問に対し、議長の許可を得て、論点、または争点を明確にするために、反問することができることとされましたので、議員と執行部との活発な質問に

より、よりよいまちづくりを目指し、議論をお願いします。

一般質問の通告のあった7名の議員は、本日5名、明日2名の日程で行います。

では、あらかじめくじ引で決定した順序により質問を許可します。

最初に、山田みどりさんの質問を許可します。山田みどりさん、ご登壇願います。5番、山田さん

○5番（山田みどり）みなさん、おはようございます。改選後、初めての一般質問となりました。私自身、2期目となります。今後のこの4年間、さらに町民のみなさんの声を議会へと届けて、町民の声が生きるまちづくり、外丸町長をはじめ、執行部のみなさんと一緒になって努めてまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。まず、1つは空き家対策について、そして2つ目が野反湖周辺の鹿の食害について、この2項目にわたって質問させていただきます。

まず最初に、空き家対策について質問をします。近年空き家の問題は全国的にも深刻な問題となっており、2018年の住宅・土地統計調査で349万件、2030年には470万件に増える見込みと言われていています。

国会では、6月7日に参議院で空き家対策特別措置法改正案が可決されました。制度が改正され、より空き家に対して厳しい措置が行われますが、抜本的な解決には難しい現状があります。外丸町長も認識されておられると思いますが、町内を歩いていても居住していない空き家が増えているという実感があります。そこで、この町内での現状はどのようになっているのかお聞きします。町内の空き家の状況について、平成28年から実態調査を行っていますが、空き家の件数、また経過年数、管理状況などについてはどのようになっているのか、空き家の持ち主についての意向調査など、そういった調査はどのようになっているか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、山田議員の質問にお答えをさせていただきます。

空き家調査の状況につきましては、議員おっしゃるように、平成28年度に空き家調査を実施しております。令和元年度に補完調査を実施をいたしまして、空き家の状況把握に努めてまいりました。調査内容については、アンケート調査を実施し、回答のあったうち、外観調査に承諾された物件については外観調査を実施をし、調査結果を町内不動産業者に照会をかけ、商品化可能な物件は空き家バンクへ登録となります。不動産照会中に商談が成立する場合もございます。現在の空き家バンクの登録は2件、うち1件は商談中となっております。不動産業者照会により商品化できない物件は、空き家バンクへの登録不成立の旨をお伝えしております。

また、空き家バンクに登録にならなかった場合においても活用希望がある所有者の空き家に対して、移住者などから相談があり、マッチングが可能な場合は情報提供と調整を行っております。

なお、令和元年度から5年が経過いたしますので、令和6年度において空き家調査を実施する予

定でございます。調査方法につきましては、デジタルを活用した取組も検討してまいりたいと考えております。

空き家調査の推移等につきましては、企画政策課長の方から説明をさせていただきます。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）そうしましたら、空き家調査の推移につきましてご回答させていただきます。

平成28年度実態調査ということで調査をさせていただきました。調査の件数につきましては、557件、こちらにつきましては、当時の区長様、それから町の固定資産情報、上下水等の情報をいただきまして、調査件数557件ということでアンケート調査を行ってございます。アンケート調査の回収につきましては41.5%、231件の回答でございます。このうち、活用希望があり、外観調査の承諾があったものにつきまして外観調査を実施しております。この件数が48件でございます。このうちから、利用が可能な物件、町内不動産事業者の取扱いが可能である案件につきまして、空き家バンクの方に登録ということになってございます。28年度事業者の登録扱い可能という物件が5件、うち1件が空き家バンクの登録ということになってございます。同年で1件売却ということになってございますので、実質28年度につきましては、空き家バンクゼロ件というようなことになってございます。

令和元年度につきまして補完の調査ということで、28年度の調査件数から、28年度のときに利用可能な物件ということで26件ございました。この物件数を引かさせていただいた531件につきまして、調査の方を補完をさせていただきました。アンケート調査の回収につきましては、39%、207件ございました。このうち、外観調査の承諾があったものは63件、活用が可能な物件であり、町内業者が取扱い可能であると判断したものが19件ございました。このうち、空き家バンクの方に登録になった件数が5件でございます。この5件につきましても同年に5件商談が成立ということになってございますので、空き家バンクの登録件数としますと、年度内ではゼロ件ということになります。

令和3年から4年度にかけては、個別の相談により外観調査を実施しております。件数につきましては29件でございます。活用が可能な物件であり、町内事業者の取扱いが可能という物件が5件ございました。そのうちから空き家バンクの方に登録になっている件数は現在2件ということになってございます。うち、1件につきましては現在商談中ということになってございますので、実質1件が空き家バンクの方にまだ登録ということになります。

令和6年度につきましては、調査内容の精査等を行いまして、空き家の調査の実施を現在企画政策課内で調整中でございます。

推移につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）平成28年度から実態調査を行っていて、このように空き家の状況について調査を行っていますけれども、回答いただいた件数を見ますと、3割から4割ということで、未回答で

あった対象者の方については、その後はこういったアンケートだとか、さらに送るとか、そういった取組は何かしているのでしょうか。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）28年から元年につきまして、利用可能な調査分を引かせていただいておりますので、そのときになかなか利活用の希望がなかった方につきまして同様に調査を行わせていただいております。今後予定をしております調査につきましても一応全数ということで今考えておりますので、そちらの方につきましても希望がございましたら、調査対象ということになってはいかがでしょうかと思いますが、やはり年数がたっておりますので、その物件自体が外観調査に資するものになっているかどうかもちよっと含めた中で、確認をさせてもらいたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）なかなかこの調査して、空き家バンクに登録ですとか利活用について進めていくのにもなかなか個人の財産であるというところで難しい状況があるのかなというふうに思います。この空き家、どうしてもそのままにしてしまうというケースが多いということで、町内に住んでいなくて、県外に引っ越して、所有者がちょっと分からないだとか、そういったケースがかなりあると思います。こういった空き家をぜひ利活用していただくためにもその後のプロセスをしっかり踏んで、利活用に進んでいただきたいと思うのですがけれども、なかなか進まないのが空き家を利活用して更地にしたいといってもこの解体費用が出せないという理由があったり、大きな理由であると思います。中之条町では、空き家対策補助金というので解体補助がありますけれども、利用件数、またその費用についてはどのようになっているかお答えください。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）空き家解体補助金の利用件数ということでございますけれども、空き家解体補助金の実績につきましては、平成28年度から令和4年度まで82件、4,568万8,000円でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）空き家解体補助金の実績についてお答えいただきましたけれども、私の調査のほうでは令和4年では6件、336万8,000円というふうにとどまっています。これ、始まった28年から17件、令和4年では6件と、だんだん数が減少していつているわけですがけれども、なかなかこの解体費用の補助の活用が進まない要因というのは何だと考えますか。

○議長（安原賢一）では、建設課長、お願いします。

○建設課長（本多宏幸）建設課長、本多でございます。

危険な空き家の解体が進まない部分につきましては、やはり何と申しましても費用が多額である、かかる分が多額であるという部分が最も大きな課題だというふうに思います。しかしながら、中之

条町におきましては、解体補助の補助金につきましては、町内業者施工で70万円、町外業者施工で35万円という金額を用意しているのですけれども、比較的頑張っていて、国の補助を入れてやっているという部分でありますので、これからも活用いただいて、危険な空き家の解体除去に取り組んでいただけるよう、住民の皆様にも案内をしていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今細かい数字について、建設課長のほうからお話をさせていただきましたけれども、中之条町の空き家、あるいは特定空き家の対策についてちょっと説明をさせていただきます。

空き家対策につきましては、先ほど議員おっしゃるように、個人の財産ということもございませぬので、個人が所有する空き家を利活用したい、相談があれば、賃貸借、または売却に向けて、町内の不動産業者に相談を紹介する形で対応を図っております。また、危険な空き家については、苦情等の情報が寄せられる場合には、現地調査を行いまして、近隣に迷惑がかかるような状態であれば、所有者情報を調査し、空き家所有者に郵送等で適正な管理をお願いし、近隣に迷惑がかからないよう対応をお願いしております。空き家であっても、それは財産ということですから、危険回避、近隣に迷惑がかからないようにする対応をお願いしてございます。これまで特定空き家の認定は、町は実績がございませぬけれども、平成27年度に空き家特措法が施行され、町の取組としては平成28年度に空き家対策補助金を創設して、空き家対策に対して対策を講じております。数字につきまして、今課長の方から答弁をさせていただきました。

なお、老朽化の著しい空き家などにつきましては、不良度の判定を行いまして、100点以上の点数に至っては空き家対策補助金を助成しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、町内業者では補助率2分の1で、70万円助成してございます。また、町外業者につきましても4分の1で、補助金の上限はリフォーム補助金で50万円、解体補助金は35万円となっております。空き家対策補助金の取組は、県内では高崎市、前橋市に続いて、早めに取り組んだというふうに理解してございます。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）答弁いただいたとおり、こういった解体補助があるというだけで非常にありがたいところではあるのですけれども、ただ補助金の活用を進めていくためにも必要であれば、この解体補助の拡充というのにも必要ではないかなというふうに考えます。その根拠としては、先ほど課長が答弁したように、解体費用が非常にかかる、高額になると、建物を単に壊すだけでなく、中にある畳だとか障子だとか、これ1枚幾らとかがってやっぱり金額があります。中で使われている、木造であったら幾らだとか、鉄筋コンクリートだとかというふうに使われている素材によって、金額が全く変わります。大体費用の相場としては150万から300万ぐらいはかかるというふうに言われていますけれども、こういった多額の費用が補助をいただいてもなかなか厳しいという、そういう

声を聞きます。ぜひこういった補助の拡充についてもぜひ検討していただきたいなというふうに思っています。

あとは、もう1つ空き家がこのままになってしまう状況として、要因として、建物を解体して更地にしてしまうと、固定資産税が6倍に跳ね上がります。また、改正した空き家特措法では、特定空き家に指定されると、これまでの6分の1の優遇措置がなくなってしまう。税制上の問題もあって、なかなかこの状況が好転していかないというふうに考えています。また、管理不全空き家に対しては、適正な管理、勧告を行います。こういった個人の財産で、なかなかそういったことで職員が介入をためらうということも少なくありません。特定空き家というのがこの町内には今現在はないと思うのですけれども、今後はそういった特定空き家となることを未然に防ぐこと、そういった所有者の方の意向をしっかりと聞いていく、回答が得られていないところには再度文書を送って、その意向を聞くということをぜひやっていただきたいというふうに思うのですけれども、答弁いただけますでしょうか。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）山田議員おっしゃるように、確かに私も町内を歩かせていただきますと、大変な空き家、それから老朽化の著しい空き家等ございます。今おっしゃるようなご提案もありますので、今後の参考とさせていただきます。今後も引き続き空き家対策に進んでいきたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）この質問を取り上げるに至った経緯としましては、空き家になって何年も経過して、草木が生い茂っていて、動物のすみかになって、ハクビシンだとかネズミだとか、そういったすみかで非常に困っているという声を聞いたからなのです。近年増えている豪雨災害ですとか、台風で屋根の一部や瓦が落ちて、危険な状況の空き家も散見されます。建物の劣化が進んで、空き家が非常に危険な状況になるというのかなり町内でもあるのではないかなと思うのです。だから、こういったケースが増えないように取組をしっかりとやっていただくということが必要だというふうに考えます。町内でかなり空き家対策に対しては非常に力を入れて取り組んでいるという認識はあります。

質問を空き家の利活用について移りたいと思いますけれども、今移住定住を促すための相談窓口として、コーディネーターが直接そういった空き家の利活用ですとかに相談者と面談して対応を行っていますけれども、空き家バンクの登録、今お答えいただいたように、件数が2件とか4件とか推移がありますけれども、なかなかこの空き家バンク登録に至らないという要因は何か原因なのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）空き家バンクに登録にならないかということですが、やはり最

最終的に所有者様のご意向が一番ネックになってくるかというふうに思います。利用者の方の照会につきましては、一応商品化できるものということで町内の事業者様の業務のそういうところも加味いたしまして、最終的に空き家バンクの登録ということになりますけれども、その前段で外観の調査までは承諾するけれども、町内の事業者さんのほうへの情報提供はやめたいという方も中にいらっしゃいます。そういったことも含めまして、所有者様からのそういう意向がなかなか得づらいというところも1つは原因があろうかというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）所有者のみなさんがなかなかそういった空き家バンクまでの登録に至らない経緯というのは非常に分かるというか、いろいろ思い入れがある家であったりだとか、老後移り住んでおこうかなとか、そのために残しておこうかなとかというようなことで、なかなかそのままにしておくというこの選択肢を取ってしまうということはどうしてもあると思うのですけれども、この空き家バンクへの登録件数をなるべく増やして、使われていないものを利活用するというのをぜひ進めていただきたいと思うのですけれども、結構今その空き家の維持費ですとか、あとは固定資産税も含めてですけれども、そういった費用、意外にその家をそのままにしても維持費だけでかなり大変な費用がかかる、あとはやっぱり老後に住もうと思ったけれども、今住んでいる家、県外で家を建ててしまって、結局戻ることができなかったというようなケースがあったりだとか、その活用になかなか踏み出せないという方のために、いろいろやっぱり柔軟に相談を受けていただきたいなというふうに思います。今コーディネーターの方が1人で対応されていると思うのですけれども、この空き家のコーディネーターと一緒に活動する方が増えるというのを聞いたのですけれども、それはいつから活動が始まるのかお聞きします。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）移住定住コーディネーターにつきましては、現在1名ということで活動をお願いしております。今年度地域おこし協力隊ということで、現コーディネーターと一緒に動いていただくような方を今公募をかけまして、今月中に最終的な面接をさせていただきまして、1名の方を採用ということで予定はさせていただいております。すみません。今最終に残った方が4名でございます。この4名の方を今月中に面接をさせていただきますので、その後インターンというような形を取りまして、二、三か月、その方の状況を把握したり、そういうことをさせてもらいましてということをご予定させてもらっておりますので、実際に採用になる予定の方がコーディネーターと一緒に活動を始められるのは10月から11月ぐらいの開始というふうに今は考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）地域おこし協力隊ですね、すみません、の方が採用ということで、一緒になってこういった対応にさせていただくということで、なかなか行政だけではこの取り組みというのは進

んでいかないと思うのです。民間の力を借りながら、ぜひこういった取り組みを進めていって、きめ細かな対応をやっていただきたいなというふうに思っています。ここまで空き家が増え続けている要因というのは、国の住宅政策が起因しているのではないかなというふうに考えます。中古の建物よりも新築住宅を優遇する税制や都市部に人口が集中して促してしまうような都市政策だったりだとか、核家族化などによって、人口が減っているのに新しい新築の建物というのは増えている、こうした政策や制度の見直しが必要ではないというふうに考えています。日本に比べて空き家率の少ないヨーロッパ、欧州ではリフォームして住宅の活用をするなど、こういったことが主流となっています。町でも住宅リフォーム助成制度を行っていますけれども、さらなる促進に向けて拡充していくことも視野に、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

また、移住したい、起業したいという若い方、あとはこの中之条町に帰ってきて住みたいという若い方、こういった方々と空き家をぜひ活用していただいて住んでいただいたり、起業していただくというようなセミナーなどを開いて、その空き家の所有者の方、そういった起業したいとか移住したいという方を一挙に集めてセミナーをしたりとか、そういった相談会なんかを町内で開いて、おつなぎするというようなこともぜひ検討していただきたいというふうに思うのですけれども、町長、答弁をお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）おっしゃるように、まず住宅の空き家が増えているところは人口減少、これがまず第一の原因だと私は思っております。東京に上京したときに回帰センターというところ、各都道府県でそういう回帰センターの中に各町村、あるいは県の移住に対してのパフレットを置いたり、説明をする場所がございます。そこへ行って、お話を聞かせていただきました。そうしますと、今までは老後を地方で暮らそうという風潮があったようですけれども、今は30代、40代の方々が地方に移住をして、生活様式を自分たちで考えていきたいというような人が大変増えているように伺っております。その中で、やはり栃木とか群馬県、北関東は意外と移住希望者が多いというふうなお話も伺いました。当町におきましても先ほどお話ございましたように、移住コーディネーターを設置をさせていただきまして、移住の相談窓口、これに取り組んでおるところでございます。

一例を挙げますと、六合地区などにおかれましては、移住の若い方々がお見えになって、六合の花を栽培しようということはもう議員ご承知だと思うのですけれども、そういった形で中之条町にも移住の方々が徐々に増えてきております。ピエンナーレ作家の方も移住をされた方もいらっしゃいます。そういったことの中でお話を聞くと、私は新しいリフォームではなくて、古民家のリフォームのうちが欲しいよとかいろんなニーズがあるようです。そういったことも踏まえて、やはり中之条町の空き家も利活用できるような、そしてまた移住の方々に提供できるような、そういった対策を議員の提案も踏まえながら参考としていただいて、対策にこれからも進んでいきたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）ぜひそういった活用の促進につながるような取組をやっていただきたいというふうに思います。今現在暮らしていらっしゃる町民のみなさんがそういった住んでいない空き家で困っている、そういった対応に追われているということを知ります。そういった空き家が1つでも活用されて、いろんな方が住まわれて、お店、今商店街も結構シャッターが下りていて、なかなか活用が進んでいないところもありますけれども、こういったところをまた新たな若い方が企業のために使われたりだとか、そういうことがつながっていけば、まちづくりの景観としてもかなり町が元気になるかなというふうに思いますので、こうした取組、今進めておかなければいけない喫緊の課題だと思いますので、ぜひ取組を強めていただきたいというふうに思います。

次の質問に移りたいと思います。野反湖周辺の鹿の食害について質問に移りたいと思います。近年鹿の頭数がかなり増えて、今野反湖周辺と申しましたけれども、これ長野だとかほかの近県でも鹿が増えているという状況があります。六合の方からは野反湖周辺でシラネアオイの食害が進んでいて、非常に困っているというお声を聞きました。被害状況などはどのように把握しているのか質問いたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）議員おっしゃるように、野反湖周辺の鹿による食害が増えているということでございます。野反湖ばかりでなく、中之条地区、それから近隣の町村などもこの鹿の被害が増えているというふうに伺っておりますけれども、尾瀬国立公園をはじめとする日本各地でニホンジカによる生態系の影響が報告されております。野反湖においても例外ではなく、5年くらい前から木の皮が食べられることが確認され、現在10種類以上の植物が食害を受けている状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）貴重な高山植物だとかそういったものが被害に遭っているということで、非常に六合の方は心を痛めていらっしゃいます。こうした鹿の食害について、対策など、どのように対応を取っているのか、頭数制限とかをしなければ被害は増える一方だと思うのですが、鹿の駆除、その対応策についてはどのように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）対策ということでご質問いただきました。現在野反湖での鹿の頭数の把握はできておりませんが、年々増加傾向にあることは自然保護指導員によりご報告をいただいております。本来は防護柵等の設置が効果的でありますけれども、大変広い野反湖でありますので、難しい状況でございます。現在の対策としては、群馬県林業試験場による定点カメラをシラネアオイ植栽地、ノゾリキスゲ群生地など、5か所設置し、鹿を含めた動物の行動を監視している状況でございます。今後環境省や群馬県と連携をさせていただきながら、くくりわな等の設置など、対策を検

討していきたいと考えております。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）定点カメラでかなり鹿が移動しながら映っているということを聞きました。頭数はなかなか把握できないのは、やっぱり移動しながら動いているためになかなかその頭数までの制限、把握というのは難しいとは思いますが、あとは鹿ですと柵なんかも容易に飛び越えてしまったりですとか、対策といってもなかなか難しい状況にあると思うのです。この対策も町だけではもちろんとてもできない。いま先ほど町長が言ったように、環境省なんかにも対策を講じるように働きかけをぜひ強めていただいて、これが早い段階で対応策を取っていかないと、鹿はどんどん、どんどん移動していきますから、これがもっと違う地域へと移動していく形にならないように、しっかりと対策を強めていただきたいというふうに思います。

あとこの野反湖周辺、ニッコウキスギやシラネアオイ、数多くの高山植物が訪れた人たちを楽しませています。これまでこのシラネアオイなんかは六合の人たちが植栽して守り続けてこられました。六合中学校の子供たちもそういった活動に参加をしています。こうした植栽の活動、ぜひ六合の野反湖だから、六合の人たちだけではなくて、ぜひ中之条町内全域でこの自然を守っていくという活動に取り組んでいただく。特に若い方というか、学生たちはシラネアオイだとか、そういった野反湖の周辺のそういった自然活動というのをあまり知らないで大人になってしまうということがよくあるので、ぜひこういった活動、若い人たちに広げていって、取組を広げていくことで担い手をどんどん増やしていけるのかなというふうに思うのですけれども、ぜひそうした取組を検討していただきたいと思いますが。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）野反湖周辺はおっしゃるようにシラネアオイとかレンゲツツジ、ノゾリキスゲなどを代表に約300種類と言われる高山植物が春から秋にかけて観光客を楽しませております。中でもシラネアオイにつきましては、平成8年より入山地区の亡き山口雄平さんをはじめ、山口和雄さんの協力により苗を提供していただきまして、野反自然休養林保護管理運営協議会の主催によりまして、六合中学校生徒や保護者、ボランティアのみなさんより現在までに8万8,000株に及ぶ苗の植栽をしていただいております。毎年5月には薄紫色の可憐な花を咲かせております。令和元年以降は、六合中学校生徒やボランティアの方々と植栽地の整備を中心に活動を進め、群生地を守っているところでございます。今後は、議員おっしゃるように、町と学校が連携をしまして、種の採取から植栽までの花育行事として、シラネアオイ保護活動を進めていければと考えております。いろいろなご提案をいただきまして、これから参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（安原賢一）山田みどり議員

○5番（山田みどり）ぜひそうした取組を広げていって、担い手をまずはそういった守っていく方々

をさらにボランティアなんかも増やしていきながら、ぜひこの自然環境を保全していく活動に取り組んでいただきたいというふうに思います。

今質問した空き家の問題ですとか、この鹿の食害について、要因というのは人口減少でなかなか人がいない、人口減少がやっぱり大きな町にとって損失の部分が大きいだと思ふのです。今ある自然環境、今あるものでしっかりと持続させながらまちづくりをしていく、人が減っていても町がしっかりと存続できるような取組にシフトを変えてやっていかなければいけないというふうに考えています。そのためにもいろいろな知恵を出し合いながら、こういった取組にぜひ力を入れていただきたいということを求めまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（安原賢一）山田みどりさんの質問が終わりました。

次に、割田三喜男さんの質問を許可します。割田三喜男さん、ご登壇願います。割田三喜男さん

○4番（割田三喜男）みなさん、改めましておはようございます。本日新人議員として初めて一般質問させていただきます割田三喜男と申します。どうぞひとつよろしく願い申し上げます。

自分の質問する各施策は、地域ぐるみ、町ぐるみ、町全体、町民運動で取り組んでいくことが必要と思っております。そのためには、理念、方針、目標、目的を明確にして、官民協働で計画策定、実行、検証、改善をしながら施策を進めていくことが重要と思っておりますので、この点も考慮したいしまして、各施策について質問いたしたいと思っております。

まず、第1番目の質問です。町長選のときの町長の政策パンフレットには、「官民連携による地域お助け隊など」をつくりますとあります。伊参地域も第2層協議体の美しい村伊参お助け隊を充足し、支え合いの仕組みづくりに取り組んできたところでもあります。6年前には生活に関するおたずねのアンケートを実施し、ご近所を中心とした支え合いの地域づくりを構築することを事業の柱として展開する計画でありましたが、伊参地域はまだご近所の互助が存続している地域もあり、そしてまたその他の地域では、調整役の不在や担い手の減少、最近ではコロナ禍などを理由に、その重要性は認識されているものの、活動が広がりにくい傾向が見受けられます。

昨年度、いさまの家のプロジェクトとして、再度アンケート調査を実施し、この支え合いの仕組みを構築すべく取り組んでおります。そこで、ごみ出し、買物、通院、草刈りなどの支援が必要な高齢者等生活支援の仕組みが必要だと思っておりますが、町全体の現況はどうか、その程度まで進んでいるか、そして今後どのように構築していくか、町長にお伺いしたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）割田議員の質問にお答えをさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、サービスを包括的に提供するための地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっております。

町では、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するため、生活支援体制整備事業として、平成29年度に各地区ごとに第2層協議体が発足され、必要とする支援の把握や協力いただける人材の掘り起こし等を行い、それを総括する組織として第1層協議体が設置をされました。

平成30年度には生活支援コーディネーターを町社会福祉協議会に委託をし、助け合い活動の創出、充実に向けて、できるだけ多くの人たちが地域に関わっていけるような働きかけ、体制整備を行っていきます。

令和2年から3年間は、コロナウイルスの流行によって3年間活動が休止となっていました、昨年には中之条地区、伊勢町地区で居場所の確保としての事業が立ち上がりました。

今後地域で必要とされる支援を把握をいたしまして、対応するための支援体制を整備していくよう検討してまいります。

○議長（安原賢一） 割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

昨年度のアンケート調査結果では、213件の回答のうち、困っているとの回答が95件、うち79件が草刈り、剪定となっております。今年度は、災害時の要支援者避難計画等の作成と併せて、班や区で対応できるか、できない場合はどうするか等を検討を進めてまいりたいと思っております。

また、ある地域ではごみ出しに困っているという方々も多いと聞いております。いずれにしてもこの取組は、行政や社会福祉協議会、地域の方々など、地域ぐるみで進めていくことが重要なので、伴走支援のほどよろしくお願い申し上げます。

それと、これは要望であります、高齢者等の生活支援などはプッシュ型支援、ワンストップサービスが特に必要と思われるので、関係職員にお願い申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一） 町長

（「いいです。じゃ、いいですか、次で」の声）

○議長（安原賢一） 割田議員

○4番（割田三喜男）では、要望ですので、次の質問に移らせていただきます。

中山間地の集落対策についてお伺いいたします。伊参地域は、人口減少、高齢化が急速に進んでおり、集落の維持が困難となってきております。先ほど申し上げましたいさまの家プロジェクトでは、生活支援対策を中心に支え合いの仕組みを構築すべく取り組んでいるところでございます。

当初は、総務省が推進している地域運営組織の形成を目指しておりましたが、農用地保全、地域資源の活用は併せて重要なので、昨年度から農林水産省では農村型地域運営組織、略して農村RMOと言っておりますが、この形成を強力に推進しているのです、この組織が設立できないかということで考えております。

農林水産省が主催する農産RMO中央研修会、各農政局主催のウェブセミナーなどに参加しまし

て、全国先進地の事例の調査研究を行っておりますが、町の考えをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）割田議員のお尋ねの農村RMOですが、農産型地域運営組織のことであると理解しております。RMOのRはリージョン、地域、Mはマネジメント、運営、Oはオーガニゼーション、組織の略であり、直訳すると地域運営組織となります。地域運営組織とは、地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域内の様々な関係者が主体的に参加する協議組織をつくり、その組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織でございます。そして、農産型RMOは、RMOの一形態であると認識をいたしております。

地域運営組織が農用地の保全活動や農業を核とした経済財活動と併せて、地域社会を維持するための活動を行う場合などを農村RMOといいます。この農用地の保全、地域資源の活用、生活支援等に関する活動の内容を協議する組織は、複数の行政区や社会福祉協議会、農協などといった地域で活動する団体など、多様な団体で構成されるものとなっております。

農用地の保全においては、地域で共同して行う農用地保全の取組や農地が持っている自然環境の保全、災害の防止等の多面的な機能の維持を支援する多面的機能支払交付金を活用し、中山間地の農業生産条件の不利を補うための支援である中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、すでに町として積極的に取り組んでいるところでございます。これらは複数の農業者や地域にまたがった活動が参加者の主体的な話し合いに基づいて行われており、これに加え、土地改良区の広域化も進んでおります。

また、鳥獣被害を防ぐために活動していただいている有害鳥獣対策実施隊や農作業が自らできない方の作業を請け負い、支援する、農作業の受委託事業、本年度から運用予定の木材活用センターを核とした山林の整備や製品の製造等も地域的に広がりを持って行われております。

このように農用地の保全、地域資源の活用、生活支援等、地域的に広がりを持った活動や支援が複数の農業者や地域によって、中之条町では既に行われておりますが、まだ十分とは言えません。

ここまでは農村RMOについて申し上げてまいりましたが、農村RMOの取組によって解決した課題は農業だけの問題ではなく、農業を包括した地域そのものが抱える問題と共通の構造を持っているものと考えます。この問題を解決するためには、最初に申し上げました地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって、地域内の様々な関係者が主体的に参加する協議組織をつくり、その組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織である地域運営組織の活動が求められるものと思っております。

農業分野にかかわらず、医療や福祉、交通や通信、商業、観光、教育や文化等の地域に存在する組織や団体を横につなげて、面的な視点に立った取組を行政と住民で協力して形づくっていくこと

が求められており、簡単にできるものではないと考えておりますので、役場の各部署での取組を効果的につなげ、協力し合い、農業を、そして中之条町を維持発展する取組を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一） 割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

農産型のRMOの研究会の座長や研究会等のアドバイザーをいろいろやっておられます明治大学農学部の小田切教授は次のように言っております。「新しい地域の仕組みをつくることは重たく、また息の長い取組が必要となる。しかし、たじろぐ必要はない。なぜなら、既に全国各地でそういった取組があり、その内容とプロセスを解剖することにより、手がかりやコツを学び取ることができる」とおっしゃっております。町長答弁のとおり、簡単にできるものではないので、本当に具体的なものがすぐ出てこないのですが、ぜひ行政の伴走支援をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一） 次に移りますか。4番 割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）次に行きますが。続きまして、耕作放棄地関係についてお伺いしたいと思います。

町全体でも耕作放棄地が増えており、特に伊参地域は高齢化が急速に進んでおり、耕作放棄地は激増しております。町の耕作放棄地の現状はどうかお伺いしたいと思います。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） 議員ご指摘のように、全国的に農家の方の高齢化や担い手不足におきまして、耕作放棄地は増えている状況でございます。当町におきましても議員ご指摘のとおり、農地に占める耕作放棄地の割合は年々増えております。中之条町の農地の面積は2,015ヘクタールです。そのおよそ30%の604ヘクタールが耕作放棄地となっている状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一） 割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

農林水産省の農林業センサスでの最近の全国での耕作放棄地率の数値は、平成22年の10.6%という数値しか見つかりませんでした。中山間地の当町は、耕作放棄地の増加はより深刻だと言えと思っています。

これは自慢できることではないのですが、我が家では30アール、3反歩、30枚ほどある棚田を持っております。耕作放棄地となっております。写真愛好家によると、「町で2番目の重要な棚田だ」と言われておりますが、耕作できる環境ではありません。平成元年度に選定されました棚田振興法の活用により何とかいたしたいのですが、耕作放棄地の対策は大変難しい問題だと思います。そういうことで、本当になかなか具体的な方向性は見えてこない現状であります。ひとつよろしくお

願いしたいと思います。

続きまして、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組の加速を目的に、国の法定化計画である人・農地プランを平成29年度に策定したと思いますが、この検証はどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）中之条町では、人・農地プランを地域での話し合いにより、将来的に誰がどのように農業を進めていくのかを話し合って、平成29年度に作成をいたしました。具体的には、地域に担い手は十分にいるのか、今後地域で中心となる経営体は誰なのか。その中心経営体はどうやって農地を集めるのかなどについてのプランを作成して、実行してまいりました。

農業の担い手の確保につきましては、都市部での就農イベントへの参加や中之条町受入協議会による手厚い支援、町独自の補助金による支援等により、六合の花や野菜、果樹の生産者として10名の新規就農者が新たに担い手となっておりますが、現在は耕作者がいるが、後継者の不足や離農により耕作者のいない農地が今後増えるものと思われまますので、継続した支援を行っていく必要があると思われまます。

また、担い手への農地の集約につきましては、農地中間管理機構や町への届出による担い手への農地の集積は、ここ3年間で48ヘクタールが集積されていますが、まだまだ十分とは言えませんので、引き続き集約を進めてまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

担い手の農地への集約についてはある程度進んでいるようではありますが、耕作放棄地を含めた農地の取扱いが課題だと思われまますので、よろしくお願いいたします。

次に、2025年3月までに10年後に農地をどのように使うか、法定化された農地利用計画、地域計画策定に向けた取組はどうかということでお伺いしたいと思われまます。国では、耕作放棄地について粗放管理、適正な林地化を打ち出したようであるが、当町の取組予定をお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えさせていただきます。

中之条町に限らず、現在日本の農地は高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念をされております。

こうした中、国は市町村に農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することを目的とした地域計画を農業委員会が中心となって、令和7年3月末までに策定することを求めています。計画の策定に向けて、県の支援をいただきながら進めておりますが、県では

県下の市町村が円滑に策定に取り組むための工程を盛り込んだ群馬県地域計画策定に係る手引きを昨年度中に示しました。これによりますと、計画の策定までには13の取組が想定されております。

1として市町村と関係機関による推進体制の整備と合意、2として市町村単位での方針の話し合い、3として市町村と関係機関による協議、4として工程表の作成、5として農地の出し手と受け取り手の意向確認、6として目標地図の素案作成、以下とりまとめ計画案の作成、広告、実行等が盛り込まれております。現在の状況としては、先ほど申し上げました取組の1の市町村との関係機関による推進体制の整備と合意の取組を進める際の主体として考えられる、町、農業委員会、農協、土地改良区、農業公社、県農業事務所等がそれぞれ受け持つ業務内容や体制の検討、その組織化の方法等を検討している段階でございます。また、具体的な取組には至っておりませんが、今後県や近隣町村とも連携して進めてまいります。

また、適切な利用や集約を行うこととなっている農地そのものにつきましても今回の計画の策定にあたっては、令和5年度から農地の所有者や利用に関する下限面積が撤廃され、農地の多様な利用を促しています。しかし、この下限面積の廃止に関しては、多様な人が農地所有に関わることから派生する許認可に関する判断の複雑化や手続きの煩雑化の問題があります。

また、逆にやみくもにすべて農地として利用を進めているわけではなく、積極的な非農地判断等も含めた、農地の選別を進めていくものとされております。その中に、議員がおっしゃる粗放管理や適正な林地化が含まれております。これにつきましても先ほど下限面積の撤廃と同様、農地の管理の仕方や非農地判断に関することであり、多くの課題が残っておりますので、今後も地域計画の策定とともに継続して検討してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

過日の農業新聞の報道によりますと、粗放管理は手のかからない花畑等への転換、適正な林地化としましての例は利根郡みなかみ町は、桐箆筒用の桐の木を試験的に植えたということも聞いております。花畑整備は、町民ボランティア等による支援、町民農園の整備、農福連携などいろいろ考えられると思うのですが、町ぐるみで知恵を出し合いながら農地の有効活用と耕作放棄地の解消に向けた取組に期待したいと思います。これもなかなか具体的な話はすぐ出る話でないので、次の質問に移らせていただきます。議長、よろしいですか、次の質問。

○議長（安原賢一）はい。

○4番（割田三喜男）次に、森林環境譲与税と森林経営管理制度についてお伺いいたします。

森林はいろいろ公益的な機能があり、適切な森林の整備等を進めていくことは国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっております。この対策のために、国は森林環境税を新設し、森林経営管理制度の政策を打ち出したところであります。森林整備は、早急に進める必要があるという必要性から、地方自治体

に前倒しで譲与税というのを平成元年度から交付しております。いよいよ来年度、令和6年度から個人の住民税へ1,000円の上乗せ徴収が始まる所でございます。今後、納税者からの使い方に対して厳しい目が向けられると思いますので、この視点から使い道について質問いたします。

町の森林の整備及び保全の基本方針をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

本町の森林整備は中之条町森林整備計画に基づいて行っております。計画は、10年を期間として定めております。最新の計画は、令和5年の4月1日から令和15年の3月3日をその計画の期間としております。

本計画の中で定めている指針は、「森林の整備に当たっては、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業による森林資源の維持拡大を推進することとする」とあります。指針で取り組むとされている主な活動としては、伐期を迎えた森林の主伐、再造林による森林資源の循環の水深、保安林制度の適切な運用、山地災害防止の対策、森林防虫害、野生鳥虫害の防止対策の推進、計画的な林道の整備等を行うこと等が示されております。

○議長（安原賢一）割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

指針にありますとおり、戦後植林し、伐採時期を迎えた森林の皆伐、再造林は森林資源の循環のため、また森林環境整備は鳥獣害対策のためにも重要であると思っておりますので、ぜひとも適正に計画執行をお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問ですが、先ほど申し上げましたとおり、令和6年度から森林環境税の徴収が開始になる所でございます。森林環境譲与税は、適正に使われたのかどうか。森林環境譲与税のこれまでの執行状況と今後の方針はどうか、町長をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

令和元年度から我が国の温室効果ガスの排出削減や森林の荒廃による災害の防止等を図るための事業や、それを担う人材の育成や担い手の確保の財源に充てるために、令和元年から森林環境譲与税の譲与を受けております。

初年度の令和元年には、1017万2,000円、令和2年度には2,374万2,000円、令和3年度には2,501万8,000円、令和4年度には330万6,000円の譲与を受けております。全国的には多くの市町村でその使い道に苦慮し基金に積んでおくだけといった状況も見受けられ、剰余額の算定方法の見直しや実施事業の内容も検討されているような状況でございます。

しかし、中之条町におきましては、5年間で9,293万8,000円の森林環境譲与税の譲与を受け、基金への積立てのほか、木質バイオマス利用の促進や森林経営管理制度の事業の積極的な実施、研修会の開催などによる担い手の育成、木の駅プロジェクトの運営、木材活用センターの建設、森林経営管理制度に関する、システムの開発等の事業において活用いたしております。

令和4年度末までの状況といたしましては、剰余額の81%に当たる7,579万円ほどを事業の実施のために活用し、1,800万円程度が基金として積み立てられております。今後も引き続き森林整備や森林整備に携わる人材の育成に取り組む財源として積極的に活用してまいりたいと考えております。

○議長（安原賢一）いいですか。では、農林課長、お願いします。

○農林課長（小池宏之）先ほど令和4年度の助成額ですが、こちらは3,306円に訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）4番、割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

先日委員会で、町としての令和6年度の税収見込みはどのくらいあるかということをお伺いしたところ、800万円弱であるとのことでした。令和6年度の見込みの譲与税が約5倍の4,000万程度と見込まれます。国からの剰余金、交付金ですね、のほうが多いと見込まれます。川下の住民のみなさんのためにも適正な執行が望まれると思っておりますので、ぜひ適正な執行をお願いしたいと思っております。

実は、森林環境税を導入時に、私、県の県税事務所の県税課長の立場でおりまして、各市町村の税務担当課長にこういう制度を国がつくったから、ぜひ賦課徴収をお願いしたいということで各依頼になったところであります。ですから、この森林環境税の使い道というのは、川下のみなさんのためにもぜひとも適正な執行が望まれると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次、よろしいですか。

○議長（安原賢一）はい。

○4番（割田三喜男）では、続いて森林経営管理制度についてお伺いしたいと思っております。森林経営管理制度であります。手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の森林経営者に再委託をするとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度であるこの制度について、当町の進捗状況と課題をお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えさせていただきます。

森林経営管理制度への取組といたしましては、所有者に森林の経営管理に対する意向調査を行い、自らが管理できない場合は町に委託を行えるようになりました。町では、令和3年度に意向調査をはじめ、令和4年度には山田地区の23ヘクタールにつきまして受託事業者による整備が始まり、現在も継続して整備をしております。令和4年度には、同じく山田地区の30ヘクタールが町への委託

を希望しており、これの経営委託を受ける林業事業者を選定し、この山林につきましては、本年度から伐採が始まる予定でございます。これらにより、現在までに町が森林経営管理制度により整備に着手している森林はおよそ53ヘクタールほどで、県内でもトップクラスの規模となっております。

なお、実際の山林の整備は先ほど申し上げました町で取りまとめた山林以上に広がっており、これらを合わせると110ヘクタールほどになります。

町で取りまとめた山林とその周囲にある林業事業者が管理を任されている山林の整備を並行して行うことにより、効率的な施業が可能となるためです。これは、本制度による町の積極的な取組が町内の林業の振興に好影響を与えているものと自負しており、継続して山林の整備を進めます。

一方、課題としては、森林経営管理制度への取組が各町村で進むことにより、林業へ関わる人材が求められているところではございますが、その人材は不足をいたしており、担い手の育成に取り組む必要があります。特に森林整備による伐採が進むことにより、伐採後の山林での苗の植付けと保育を担う事業者の不足が見えてきました。ここに関わる人材と組織に対する支援が必要であると考えます。

以上です。

○議長（安原賢一）割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

県内でもトップクラスの整備に着手しているとの答弁であり、今後も適正な執行をお願いしたいと思えます。

森林整備は、林業家のため、一部の業界の人のためと思われがちではありますが、この計画にもありますとおり、子供への森林教育や森林環境整備は、町全体、町ぐるみで進めていく必要があるのではと思っております。この点をぜひ考慮して推進をお願いしたいと思えます。

そして、自伐型林業の推進のために、重機とかいろんな環境整備が必要になってくるかと思うのですが、このへんも環境整備のほうをだんだん進めていっていただきたいと思えます。

それと、再生林のための苗木の補助や補助の上乗せや作業道の整備など、公的補助をお願いしたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

続いて、よろしいでしょうか。

○議長（安原賢一）はい。

○4番（割田三喜男）続いて、大型プロジェクトである木材活用センターの設置理念と運用方針について町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

木材活用センターの設置理念と運用方針についてということでございますが、令和3年1月に作成しました中之条町木材活用センター整備計画のとおりでございます。そこでは、中之条町森林整

備計画を基本とし、森林の重視すべき機能に応じた適正な森林施業により森林資源の維持拡大を推進すること、山林の適切な管理は山林の持つ多面的機能の発揮には不可欠であり、継続的に対応すること、豊富な森林資源を活用し、木材の集積地をつくり出すことで複数の事業を生み出し、経済活動を生み出すことで人口減や過疎化に苦しむ山村地域に活力をもたらすこと、ここでは広く地域の森林資源を受け入れ、廃校を集積地として廃材を余すことなく活用することで、林業の基盤産業化と地域経済の浮揚を目指すことが示されております。様々な森林整備や木材の活用に関する活動の核となる施設として木材活用センターを運営してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一）4番、割田三喜男議員

○4番（割田三喜男）ありがとうございました。

この木材活用センターにおきましては、町費の出し入れとかちよつと細かい話も聞きたかったのですけれども、自分が伝票不足なので、次回以降させていただきたいと思います。

いずれにしてもこの木材活用センターをしっかり軌道に乗せ、過疎化や人口減対策になることを期待しております。そして、中之条町の森林整備がカーボンニュートラルの実現へつながることを期待いたしまして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）割田三喜男さんの質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。再開は11時5分とします。

（休憩 自午前10時50分 至午前11時05分）

○議長（安原賢一）再開します。

次に、関美香さんの質問を許可します。関美香さん、ご登壇願います。7番、関さん

○7番（関 美香）議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、1、こどもの居場所づくりについて、2、アウトメディアについて、3、学生服について、4、防犯対策について、一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、こどもの居場所づくりについてお伺いいたします。令和3年12月に閣議決定されたこども政策の新たな推進体制に関する基本方針において、全ての子供が安心して過ごせる居場所を持ち、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる体験活動を通し、自己肯定感を高め、社会で活躍していけるようにすることが重要であるとされており、子供の第3の居場所は、学校や地域、専門機関と積極的に連携することで、誰一人取り残さない地域子育てコミュニティの機能を担う役割があるとされております。

以上のような点からこどもの居場所づくりは、子育て支援において大切な取組であると認識をしておりますが、こどもの居場所づくりに対して、町長はどのような見解をお持ちであるのかお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹） それでは、 閣議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在全国的に少子高齢化や核家族化が進み、中之条町においても子供の減少は顕著な状況でございます。今後のまちづくりにおいて、町を支える若者の力は必要であり、町で安心して生み育てられる環境づくりのため、様々な子育て施策を行っているところでございます。

子育て中の親子が安心して子育てできるよう、また孤立することのないよう、地域が一体となって支えていくことが必要でございます。町でも子供の居場所づくりとして事業を実施していますが、それを支えるマンパワーの確保や子供を地域全体で支えるような雰囲気づくりが求められております。

現在老人クラブによる登下校の見守りや地域のスポーツクラブへの参加なども行われておりますが、中之条町の子供たちを町全体で協力し合って、支え育てるような仕組みを検討していかなければならないと考えております。

○議長（安原賢一） 7番、 関さん

○7番（関 美香） 町長からこどもの居場所づくりの見解として、中之条町の子供たちを町全体で協力し合って支え育てる仕組みづくりを検討していかなければならないとのお考えを示していただきました。

国が実施しているこどもの居場所づくりへの支援政策は、放課後等の学習支援、体験活動、生活保護世帯を含む生活困窮世帯への学習、生活支援、独り親家庭の子供への生活、学習支援などが挙げられますが、中之条町におけるこどもの居場所づくりの取組の現状についてお伺いをいたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） それでは、お答えをさせていただきます。

こどもの居場所づくりの町の取組の現状についてお答えをさせていただきます。まず、学童保育所として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後児童の健全育成と安全確保のための遊び場及び生活の場を提供しております。

現在町内に学童保育所が3か所ございます。内訳は、民間2か所、公営1か所であります。また、放課後子ども教室事業では、中之条小学校において、1年生から3年生を対象に放課後等に小学校の余裕教室を利用して、地域の方々にサポーターとして参加をしていただき、子供たちの体験活動や地域住民の交流活動を行っております。小学1年生から3年生までの児童の約半数が申込みをしており、居場所づくりの需要が高まっている状況であります。

世代間交流館ゆびきりでは、子供の居場所及び世代間の交流の場として、近藤公園内で運営しております。さらに、県の事業として、町内の事業所が委託を受け、吾妻東部地区の低所得世帯の小中学生に生活、学習支援の事業を行っているところでございます。

以上です。

○議長（安原賢一） 7番、 関さん

○7番（関 美香）取組の現状について確認をさせていただきました。

それでは、近藤公園内で運営しているゆびきりについてお伺いをいたします。答弁にもあるように、ゆびきりは子供の居場所及び世代間交流の場でもありますので、面積的に狭いのではないかと考えます。実際狭さを感じている保護者のお声も伺っており、空き施設等の活用も視野に入れた新たな場所を検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、世代間交流館ゆびきり、これは近藤公園内で事業実施をいたしております。場所的には公園内という立地やつむじ、役場、保健センターなども近く、子育て中の親子が集う場所としてよい条件かと考えますが、議員ご指摘のとおり、大勢が集まるには面積的には狭いかと思われま。中之条町では、世代間交流施設ではありませんが、子育てひろばはっぴーや伊参公民館等もございますので、状況によって使い分けていただくとともに、交流館の利用者のご意見を伺いながら、世代間交流という目的が果たせるようによりよい条件整備を検討してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いします。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）ご答弁いただいたように、ゆびきりは子供の居場所としても世代間交流という目的においても大勢が集まるには面積上問題があると考えます。また、核家族化における子育てにおいて、世代間交流が必要であり、世代間交流は町長が言われた、子供たちを、町全体で協力し合っ、支え育てる仕組みづくりにつながると考えますので、よりよい整備へのご検討をお願いいたします。

中之条町においても核家族化の進行、そして働きながら子育てをする女性の増加などの点から子供が健やかに成長するための居場所づくりのさらなる充実が必要であると考えますが、子供の居場所づくりにおいてどのような課題が挙げられるのか、お伺いをいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）こどもの居場所づくりの課題についてお答えをさせていただきます。

学童保育所につきましては、以前は学童保育の支援員に資格は不要でありましたけれども、平成27年からは有資格者の放課後児童支援員を置くことが義務づけられるようになりました。そのため、有資格者のスタッフの確保が困難な状況にあります。

また、放課後子ども教室においても協働活動サポーターと呼ばれるスタッフの募集をチラシ配布等で行っているものの、なかなか申込みがなく、やはりスタッフの確保が課題として挙げられます。

本年度5か年計画である子ども・子育て支援事業計画の第3期計画策定に向け、アンケート調査を実施する予定であります。子供の居場所確保の要望、例えば新たな居場所づくりの一例として、子ども食堂のニーズ等を把握しながら、より充実した居場所づくりを図っていきたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

○議長（安原賢一） 7 番、関さん

○7 番（関 美香）学童保育所、また放課後子ども教室においてもスタッフの確保が課題であることを確認させていただきました。こどもの居場所づくりの課題から中之条町の子供たちを、町全体で協力し合い、支え育てる仕組みづくりの検討が必要であることを改めて認識いたしました。

また、今年度は子ども・子育て支援計画におけるアンケート調査の実施が予定されているとのことですので、子育て世代がこどもの居場所づくりについてどのようなニーズをお持ちであるのか把握していただきたいと考えます。

それでは、次に令和2年度3月から5月において、新型コロナウイルス感染拡大により小中学校が臨時休校になった際、中之条小学校が臨時的に開放され、子供たちを自主学習や工作活動、校庭や体育館で体を動かす遊びにも取り組んでいたと記憶しております。今後も緊急事態に備え、子供の学びや生活面における学校現場での支援体制を整えるべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が発出された令和2年3月から5月にかけて、管内の幼稚園、小学校、中学校でも臨時休校の措置を取りました。臨時休校の期間中、中之条小学校において、児童を保護者の保護下に置くことが困難な家庭の小学1年生から4年生の児童のほか、特別支援学級に通級する児童のうち、希望者に小学校を臨時的に開放しました。そこで、町費負担の各種支援員やボランティアの方々などが世話係として、子供たちの自学自習や読書などの活動を支援し、保護者が働きやすい環境づくりに努めてまいりました。

今後も、いつ、どのような緊急事態が発生するか分かりません。学校そのものが使えなくなったり、学校現場だけではどうにもならないような、予想もしないことが起きるかもしれません。緊急事態が発生した際には、まずは子供たちの安全を確保することが最優先であり、事態を把握し、状況が落ち着いてから教育現場においてできる最善の方法を検討し、子供たちの支援に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（安原賢一） 7 番、関さん

○7 番（関 美香）中之条小学校が臨時的に開放され、支援員さんやボランティアの方々のお世話によって、延べ631名の児童の利用があり、学校現場の対応に対して、働く保護者のみなさんから感謝のお声を数多く伺いました。

ご答弁いただいたように、いつ、どのように起こるか分からない緊急事態を想定し、児童の学びや生活面を支援するため、今後も学校現場における危機管理体制の充実、緊急事態への迅速な対応をお願いいたします。

答弁の中にもありましたが、どのような緊急事態が発生するのか分からず、場合によっては学校

そのものが使えなくなることも想定され、児童も学びや生活面の支援において、ICTの活用が有効であり、現在使用されているタブレット端末の活用を視野に入れるべきと考えますが、この点についてのお考えをお伺いをいたします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）この件につきましては、こども未来課長より説明をします。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）こども未来課の山本です。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による令和2年3月から5月の臨時休校の期間において、当町では、学習用タブレット端末を購入したばかりであり、活用には至りませんでした。タブレット端末の学習面での活用に関しては、町の教育研究所や学校などで実践研究が行われておりますので、今後長期間にわたる臨時休校が必要になった場合の子供たちの学びや生活面の支援などに対しても今後も調査研究を行っていきたいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）先ほど緊急事態を想定し、学校現場における危機管理体制の充実と迅速な対応をお願いさせていただきました。町教育研究所や学校で行われている実践研究において、臨時休校時の児童の学びや生活面の支援におけるタブレット端末活用の調査研究に対する前向きなご検討をお願いいたします。

それでは、次に小学校低学年の子供さんをお持ちで、共働きの保護者の方から、夏休みなどの長期休暇の際、子供を見守っていただける場所を望むお声を伺っておりますが、長期休暇における子供の居場所に対する取組の現状をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

長期休暇においては、学童保育所においてもお子さんをお預かりしております。長期休暇のみのお預かりも可能で、家庭の状況に応じた対応をしております。待機児童もなく、希望されるお子さんはお預かりできる状況にあります。

また、子ども教室においても長期休暇中及び土曜、日曜日等に特別教室を開催して、地域の方々に指導者やボランティアとして参加をしていただき、様々な体験活動を行っております。

今後居場所づくりとして、需要が高いため、長期休暇等の特別教室開催の拡大等を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）放課後子ども教室において、長期休暇中及び土曜、日曜日等に特別教室を開催し

ていただいていること、また居場所づくりの需要が高いため、長期休暇等の特別教室開催拡大等を検討していきたいとのご答弁をいただきました。放課後子ども教室は、小学1年生から3年生までの児童の約半数が申し込みをしていることから、居場所づくりにおいての需要の高さがうかがえます。スタッフ確保の課題等もあろうかと思いますが、長期休暇中における子供の居場所を望むお声があることから特別教室開催拡大について前向きなご検討をお願いいたします。

そして、子供の居場所づくりのさらなる充実を重ねてお願い申し上げ、次の質問に移ります。

中之条町は、これまでアウトメディアに対して積極的に取り組まれてきたと認識しておりますが、アウトメディアに対して、教育長はどのような見解をお持ちであるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長、お願いします。

○教育長（山口暁夫）アウトメディアに対する見解についてお答えします。

アウトメディアイコール携帯を持たないことと認識されがちではありますが、アウトメディアとは電子機器の使用時間をコントロールすることであると考えております。これは、子供たちの発達段階に応じた健全育成につながるものと考えます。

一方、国の施策、GIGAスクール構想にもありますように、学校においてタブレットを使い、効果的な授業を行っていく取組も推進しておりますので、子供たちにはメディアの危険性、影響に関する知識を持った上で、メディアに接する時間や方法を選んでほしいと考えております。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）アウトメディアに対する見解を伺いいたしました。

それでは、これまでの取組と成果について、また令和5年度どのような取組をされるのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）これまでの取組と成果、また今年度の取組については生涯学習課長より説明をいたします。

○議長（安原賢一）生涯学習課長

○生涯学習課長（須崎幸夫）それでは、これまでの取組と成果、また今年度の取組についてご説明いたします。

本町におけるアウトメディアの取組は、平成22年度に管内の養護教諭会が行いました児童生徒の生活習慣に関する状態調査におきまして、子供たちのメディアへの関わり方に問題があることが確認されたことから始まっております。

その後、平成25年度には中之条町アウトメディアの決まりを定めました。その内容は、小中学生はスマホを含む携帯を持ちません。SNSをしません。ゲームの時間は30分以内、テレビの時間は2時間以内というものでした。なお、現在は、ゲームの時間は15分まで、テレビは1回30分以内で合計1時間までと改訂しております。この3点を基本的な考えといたしまして、幼児、児童、生徒、

保護者向けのリーフレットの作成及び配付、標語コンクールの実施やポスター、のぼり旗の作成といった啓発活動に取り組んでまいりました。

一方で、平成27年3月には、町内の教育関係者、健全育成関係団体等の代表者によるアウトメディア推進委員会を組織し、各学校の実践報告や情報交換、電子メディアの危険性や子供への影響に関する研修や講演なども開催しております。

取組の成果につきましては、これまで継続的に啓発活動に取り組んでまいりましたので、町民の方、特に幼児、児童生徒や保護者のみなさんにはある程度アウトメディアというものについてご理解をいただいているものと認識しております。

また、今年度の取組につきましては、令和4年度からの継続事業として、情報モラル教育について研究を行っている群馬大学情報学部伊藤賢一研究室を中心とした団体と連携し、メディアの危険性や関わり方について、管内全ての小中学校、幼稚園、こども園、保育所の幼児や児童生徒、保護者への講演会を実施してまいります。内容といたしましては、メディアが子供の目や脳、睡眠に与える影響といった健康被害をテーマの講演をいただいております。

あわせて、この連携事業を踏まえつつ、改めて標語コンクールや啓発用のぼり旗の作成を予定しております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）アウトメディアの成果として、継続的な啓発活動の取組により、保護者のみなさんからある程度理解を得られていることを示していただきました。

それでは、次にアウトメディアに対する保護者の反応の把握についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）保護者の反応の把握につきましては、昨年度から実施しております連携事業の中で、講演会終了後にアンケートを実施し、感想やご意見を伺っております。幾つかご紹介いたしますと、「アウトメディアなんてと思っていたが、話を聞き、子供への対応を改めた」、「保護者自身が就寝前1時間の携帯使用を控えるようになった」など、保護者のみなさんからは大変前向きな感想をいただいております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）保護者の反応の把握について、アンケート調査を実施し、感想や意見を伺っていることを確認させていただきました。アウトメディアにおいて、家庭での取組が大切であると考えますので、引き続き保護者からの意見や感想の把握に努めていただくようお願い申し上げます。

3月定例会議における文教民生常任委員会の中で、高校生になるとスマートフォンを持つようになるので、学校現場においてもスマートフォンの使い方の指導を行ってほしいとの保護者からの要

望をお伝えし、町長からは難しい問題であるが、家庭や教育委員会と連携し、事故に巻き込まれないため、スマートフォンなどを正しく使えるよう研究していきますとの答弁をいただきました。今回この問題について再度取り上げさせていただいたのは、保護者のみなさんから電子メディアに接触する時間を減らすことだけではなく、使い方によっては人を傷つけ、事件に巻き込まれる可能性があること、インターネット等による高額請求のおそれもあり、以上のような点からスマートフォンとの向き合い方を学校現場においても指導してほしいとお声を数多くいただいたからであります。高校生になれば、スマートフォンを持ち、SNSやインターネットを使用するようになります。だからこそ、アウトメディアの取組において、小学生は携帯を持ちません、SNSをしませんが、スマートフォンとの向き合い方を学校現場においても指導していただきたいと考えますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）スマートフォンの向き合い方の指導についてお答えいたします。

直接スマートフォンの扱い方に関する指導ではありませんが、学校ではアウトメディア連携事業の中で、児童生徒向けの講演会のほかに、クラスごとにアウトメディアに関して話し合う事業を実施しております。また、小中学校ではいじめ防止こども会議という事業の中で、ネットいじめとSNSの危険性に関する話合いを行っております。ほかにも地域や学校単位でメディアコンロールドー、アウトメディアの日といったテレビ、ゲームなどのメディアに触れる時間を減らす活動も行っております。様々な取組を行っている中で、スマートフォンやSNSの不適切な利用によるネットいじめやネット被害などの指導につきましては、引き続き検討が必要な課題と考えております。

現状できる取組といたしまして、高校生になり、スマートフォンなどを所持させる際に、各ご家庭で、なぜアウトメディアが必要なのか、またメディアの危険性や影響について考える時間を設けていただいて、ご家庭でのルールづくりに取り組んでいただくことも必要であるかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）先ほども申し上げましたが、中之条町において、小中学生は携帯を持たない、SNSをしないという環境から高校生になった途端、制限の全くない状況に身を置く子供たちのことを考えたとき、その手前での指導が重要であると考えます。家庭でのルールづくりや親子でメディアの影響について考える時間を設けるとともに、学校現場においてもSNSによるいじめやインターネットの危険性など、スマートフォンとの向き合い方の指導に対する引き続きのご検討をお願い申し上げます、次の質問に移ります。

中学生の制服についてお伺いをしたいと思います。男女それぞれの制服の購入金額、また制服の着用状況をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）この件につきましては、こども未来課長より説明をいたします。

○議長（安原賢一）こども未来課長

○こども未来課長（山本伸一）まず、中之条中学校と六合中学校では、デザインの異なる制服を使用しております。制服の値段につきましては、中之条中学校では男子用が約3万5,000円、女子用は約5万円、六合中学校では男性用が約5万円、女子用が約6万5,000円となっており、全て夏用、冬用のシャツやブラウス、女子はスカートやスラックス、ニットカーディガンなども含めた金額でございます。

制服は、原則として登下校時に着用することが決められているほか、入学式や卒業式、始業式や終業式などの儀式的な行事、少年の主張の発表や文化祭などの学校行事、また3年生では高校入試を見据え、実力テストの際にも着用しております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）中之条中学校と六合中学校の制服の購入金額と着用状況について確認させていただきました。

それでは、次に2010年度以降女子の制服において、ジェンダー平等や多様性への配慮、また寒さ対策やはきやすさを理由にスラックスを導入している学校が増加傾向にあると認識をしておりますが、中之条町において、女子制服へのスラックス導入についての現状をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）議員のおっしゃるとおり、管内の学校でもジェンダー平等や防寒対策なども考慮し、女子生徒のスラックスの導入に向け取り組んでおります。具体的には、六合中学校では本年4月から女子生徒のスラックスを導入し、スカート、スラックス、どちらの着用も可能となっております。現時点では、着用実績はございません。

中之条中学校では、本年10月からの導入を予定しており、六合中学校と同じく、スカート、スラックス、どちらの着用も可能とする対応となっております。スラックスの導入に関し、中之条中学校では2月の入学説明会で説明が行われているほか、7月に学校長から保護者宛てに通知をする準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）女子制服のスラックスについて、六合中学校では本年4月より導入されており、中之条中学校においては、本年10月より導入予定であることを確認させていただきました。現時点では着用実績はないとのことですが、中之条中学校については10月からの導入でありますので、多様性への配慮、そして寒さ対策の点からも家庭と児童、双方に対する周知の徹底をお願いいたします。

す。

それでは、次に制服のリユースについてお伺いいたします。先日、中学生の子供さんをお持ちの方とお話する中で、制服の購入代金が高額で、経済的負担を感じている保護者の方が少なからずいらっしゃることを認識いたしました。保護者の負担を軽減できる方法はないかと調べる中で、制服のリユースという取組があることを知りました。リユースとは、一度使ったものを再度使うことで限りある資源を大切に使い、自然環境への負担を抑える取組の一つであります。例えば着なくなった衣類を捨てるのではなく、欲しい人に譲り、使ってもらうのがリユースであります。近隣においては、渋川市で社会福祉協議会が主体となり、制服リユース事業が行われております。事業の目的は、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、資源の循環利用を推進するとされていますが、制服リユース事業に対する見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）教育長

○教育長（山口暁夫）制服のリユースにつきまして、今現在管内の学校やPTAなどで取り組んでいる実績はございません。参考までに、令和5年度の新入学生徒のうち、新たに制服を購入した生徒は、中之条中学校が約70名、全体の約71.4%、六合中学校では3名、全体の33.3%でございました。それ以外の生徒は、兄弟や姉妹が着ていた制服を引き継いだり、友人や知人のつながりの中で、先輩が着ていた制服を引き継いでいる生徒もいるようでございます。議員のおっしゃるとおり、制服のリユースは子育て世代の経済的負担の軽減になるほか、資源の節約や廃棄物の削減にもつながるよい取組であると認識しております。

しかし、制服のリユースが多くなりますと、制服の販売数の減少につながり、地元販売店にとっては経営を左右する大きな問題になることが考えられます。また、販売数が減ることにより、1着当たりの値段が高くなり、購入したい保護者にとっては負担が増えてしまうことも想定されます。

経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対する施策といたしまして、本町では要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき、学用品費や修学旅行費などのほか、新入学用品費の一部も補助しております。また、特別支援学級に就学する児童及び生徒に対しては、国が定める特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、家庭の経済状況等に応じて、学用品費や修学旅行費、新入学用品費などの一部を国と町が負担、補助しております。

学校や行政で制服リユース事業を実施するためには、公平性の確保が一番の課題になると考えられますので、各ご家庭において計画的にご準備いただくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）経済的理由による就学困難と認められる児童の保護者に対する国と中之条町における施策について確認させていただきました。また、制服リユース事業を実施するには、公平性の確保が課題であるとの見解も示していただきました。制服のリユース事業は、子育て世代への経済

的負担軽減を図るとともに、資源の循環利用の促進につながることから、制服リユース事業を中之条町においても行うべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、SDGsの観点からも必要な取組と考えますが、教育長の答弁にもありましたとおり、地元販売店の経営や購入したい保護者の負担も考えなくてはならないと思います。他の自治体の取組なども参考にしながら、どのような実施の方法があり、また望ましいかも含めて調査研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）地元販売店の影響、そして保護者のみなさんにおいても制服のリユースにおいて、様々なお考えがあることは承知をしておりますが、コロナウイルス感染拡大から始まり、ロシアのウクライナ侵攻などによる物価高騰が長引いており、家計に大きな影響を及ぼしております。先に見える物価高騰が続く状況であることから、制服のリユース事業を検討していただきたい、そして制服を譲りたい人から制服を譲ってほしい人への橋渡しは、町民のみなさんと共にまちづくりを行う町長の掲げる共創の町づくりにつながると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、経済的に就学困難と認められるご家庭への助成制度もございます。また、学校や行政が実施することは公平性の観点からも問題が生じてくることも考えられます。

渋川市では、おっしゃるとおり社会福祉協議会が、また沼田市ではNPO法人が実施しているということもお聞きいたしております。このように、町民の皆様のお力をお借りして実施していくことが望ましい形と考えますし、それに対して、行政が協力できることもあると思われれます。こういった形こそ共創のまちづくりであると考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）答弁いただいたように、町民のみなさんのお力をお借りし、行政の立場において、何ができるのか、他市町村の取組を参考にいただき、共創の町づくりの観点からも制服のリユース事業において前向きなご検討をお願い申し上げ、最期の質問に移ります。

中之条町における防犯対策の現状についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、防犯対策についてのご答弁をさせていただきます。

昨今ニュース番組や新聞の社会面など、凶悪犯罪の事件を目にしない日がないほど常態化しており、日本が誇る安全神話も揺らぎつつあります。町にとっても決して他人事ではなく、治安のよさは安全安心なまちづくりの根幹でもあります。町として、防犯対策の一つとして、警察署と連携し、防犯カメラを設置しております。犯罪が起こってしまった場合の犯人検挙の重要な役割を果たしております。防犯カメラの設置は、画像のデータ活用以外にも犯罪の抑止という点で大きく寄与しており、犯罪者への心理的な効果もあると思います。

町では、平成25年度から防犯カメラの設置事業を開始し、昨年までに中之条地区においては25か所、六合地区では4か所の計29か所の設置が完了しております。そのほかにも設置や電気料の助成として、街路灯や各地域の防犯灯も単に歩行者の暗がりや照らす役割ばかりでなく、防犯対策に大きく貢献していると考えています。町でも引き続き、警察や関係機関と連携し、防犯対策に努めていく考えであります。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）防犯対策として、警察署と連携し、平成25年から設置が開始された計29か所の防犯カメラが犯罪の抑止に寄与していること、また街路灯や各地域の防犯灯が防犯対策に大きく貢献しているとの見解を示していただきました。

それでは、次に高齢者世帯への防犯対策の取組の現状についてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）お答えをさせていただきます。

少子高齢化により家族構成も大きく変化をし、特に高齢者の独り暮らしが顕著になってきております。こうした社会背景を逆手に取ったような犯罪組織による卑劣な詐欺行為も増加しております。その手口も年々巧妙化し、また凶悪化している状況にあります。町でも警察から情報提供を受け、防災無線やメール配信により周知を図り、チラシや広報等により啓発活動に努めております。また、一般の住民の方からの不審電話の相談をいただいた際にも町は警察と連携し、対応措置など指導をいただいております。

特殊詐欺や悪質商法による被害の防止ということでは、先ほどの防犯カメラと同様、犯罪行為を未然に防ぐ抑止という点では、平成30年より特殊詐欺電話対策装置を貸与し、被害の防止を図ってきております。令和5年4月現在では、88台の特殊詐欺電話対策装置を貸与し、利活用いただいております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）高齢者世帯の対策として、警察からの情報提供を受け、防災無線やメール配信により周知を図っていること、また特殊詐欺電話対策装置を貸与し、犯罪行為を未然に防ぐ対策を取

られていることについても確認させていただきました。

先ほどの答弁にもありましたが、少子高齢化により高齢者の独り暮らしや高齢者のみの世帯が各地域において増加しております。また、凶悪犯罪事件が常態化しており、高齢者宅を狙った強盗事件も増加しております。高齢者の方から凶悪犯罪に対する不安のお声、そして防犯対策の設置補助を望むお声についても伺っております。

以上の点から高齢者世帯を狙った犯罪を抑止するため、また経済的支援の観点からも高齢者世帯への家庭用防犯カメラやモニター付インターホンの設置に対しての補助を行うべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

町内の各世帯などでどの程度家庭用の防犯カメラやモニター付インターホンが設置されているのか、町では把握しておりませんが、最近の犯罪状況や防犯意識の向上を考えると、多くの家庭で何らかの防犯対策を取っているものと想像できます。家庭用防犯カメラやモニター付インターホンではありませんが、センターで反応し点灯するライトは、夜間の防犯対策にも役立ち、自宅に設置する家庭も多く見受けられます。

高齢者に対する設置補助ということでございますが、防犯という点では高齢者に限定することではなく、子育て世代や昼間留守になる世帯など、対象も広範囲にわたると考えております。また、建物の構造や家の周辺状況により、各家庭で使用する機器も変わってくると思いますし、家庭用防犯カメラやモニター付インターホンに限らず、各家庭にあった防犯機器の設置が防犯対策により有効であると認識をいたしております。県内でも家庭用防犯カメラ等について助成をしている例があるようですが、対象範囲を高齢者に限定しているもの、また新築住宅や機器の買換えを除いている場合や補助金額も様々でありますので、周辺地域の実情等を見ながら研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）7番、関さん

○7番（関 美香）防犯の点から高齢者世帯だけではなく、対象が広範囲にわたる考えであること、また家庭にあった防犯機器の設置が有効であることを認識いたしました。繰り返しになりますが、高齢者宅を狙った強盗事件をはじめ、凶悪な事件が増加しており、不安を抱えている高齢者がいらっしゃることで、そして経済的支援の観点からも防犯対策設置補助について調査研究をしていただき、安全安心なまちづくりにおける防犯対策の充実をお願い申し上げ、私の質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（安原賢一）関美香さんの一般質問が終わりました。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩としたいと思います。再開は1時とします。

(休憩 自午前11時49分 至午後1時00分)

○議長（安原賢一）再開します。

次に、関常明さんの質問を許可します。関常明さん、ご登壇お願いします。10番、関さん

○10番（関 常明）議長の許可をいただきましたので、大きく分けて、4点について質問したいというふうに思います。1つには木材活用センター事業について、それから観光協会の関連について、それからガーデンズ、それから防災関係ということで質問させていただきたいというふうに思います。

木材活用センターについては、私、産建委員会のときに最初に提起がされたという記憶があるのですが、一番最初の印象は官がこれだけ民に踏み込むことってないのではないかなという印象がちょっとありまして、非常に興味深い事案だなというふうに思っておりました。いろいろ準備もありますので、なかなか先に進んでいないというようなこともあるのですが、この事業はただ単に町の事業というだけではなくて、言ってみれば、国の行く末、大げさに言うとそういうことにも関わってくる事業かなというふうに思っています。耕作放棄地の話も先ほど来されていますが、そういうこともこういう方向性で先行き進むのかなというふうに考えられます。それだけ重要な問題かなというふうに思っています。我々議員もこの問題を見ながら、きちんと議論に参加をしていくということが大切かなというふうに思っています。そういうことで運用が遅れているという話もちょうと風の便りに聞くのですが、現在の現状の報告を最初にしていただきたいというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、関議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在の木材活用センターの状況ということでございますけれども、木材活用センターにつきましては、議員ご存じのように、令和2年度から事業に取り組んでまいりました。本年度の運用開始を目指してきたところでございます。当初の予定では、本年度の4月から運用を始めることとなっておりましたが、国際状況等の影響を受け、機械類の納入が遅れが出ることとなり、本年の10月の運用開始を見込んでおります。町で整備しております木材を置く土場やチップ工場とチップヤードの建屋の建設、電気工事、製品置場として使用する体育館の改修等は既に完成しており、チップを製造するチップパーも6月中には設置が完了する予定でございます。こうしたことから本定例会において木材活用センターの設置及び管理に関する条例を制定したく提案させていただいているものでございます。

また、製材業を行う株式会社ユハラの製材工場や加工所等につきましては、工場や加工所の建屋の工事は既に完成しておりますが、製材に使う一部の機械の納入が遅れております。機械の納入と設置、全てが終わるのが9月半ば頃となりますので、木材活用センターの運用開始は10月からになるものと思われま。こうしたことから木材活用センターの開所式を9月30日に実施したく準備を進めていきたいと考えており、議員のみなさんにもご出席をいただきたくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）先ほどから話をさせていただいているように、非常に面白い事業だなというふうに思っております。これは、議会、議員としての立場のみなさん、いろんな立場で考えていることもあるのですが、そういうある意味一定の認識というのは共有ができるのではないかなというふうに思っています。資源としての山林ということで議論をされるのですが、我が国の石油がないよ、何がないよという中において、やっぱり資源として山林をと、ある意味そういう学者のみなさん、一定の数いらっしゃる。それはそれとして、いろんな事業が行われるというやに聞いておりますが、いずれにしても町民のみなさんの理解を得られるかということが非常に大切なことというふうに思っています。というのは、なかなか町のため、トータルで国民のためというような事業というのはなかなか受益者なり、あるいは私関係ないよというような立場の人たちもいますので、そのへんも踏まえて、いずれにしても長期にわたる事業だということになりますので、町民のみなさんの理解度、理解をしていただくということは非常に大切なことというふうに思っていますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）関議員の町民の方の理解はというようなご質問でございます。議員おっしゃるとおり、木材活用センターという言葉からは木材を算出する山林の所有者と木材に関わる林業関係者のみが恩恵を受ける施設のような印象を受けるかもしれません。実際に、木材活用センターでは、木材の製材や製材端材を利用したチップの生産を主に行います。まさに、山林の所有者と木材に関わる林業関係者が恩恵を受ける仕組みのように見えます。しかし、これまで山林については、住民のみなさんの関心が薄れ、放置され、災害の脅威の元凶となっていたり、有害鳥獣のすみかになってしまっておりました。こうした状況は日本全国で起こっており、国はこうした状況を改善するために、森林を適切に管理するための森林経営管理制度や、その活動の原資として森林環境譲与税を創設をいたしました。こうした取り組みは、国際的な温暖化等による環境破壊への対抗策としてのCO₂の削減や再生可能エネルギーとしての活用を森林が担うことを期待して行うものであります。

また、森林には大雨が降ったときの急激な増水を抑える洪水緩和の機能や、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする水資源貯留の機能などの水源涵養機能や多くの動植物を守り育てる生物多様性の保全機能もございます。こうした多くの機能を持つ森林の整備を進めるための一翼を木材活用センターにおいて、資源としての木材を効果的に活用することによって支援できるものと考えております。

また、木材活用センターでは、製材やチップの製造だけでなく、森林の持つ機能や魅力を伝える森の学校事業や林業を継続的に行うための担い手の育成のための林業実践学校、木材を加工して製品を作り、新たな経済活動を生み出す、中之条プロダクト等の事業も実施し、森林の持つ多くの機

能や木材活用センターの役割を住民の皆様方に理解していただければ、森林の整備や長期にわたる木材活用センターの事業への理解は得られるものと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）今お答えをいただきました。本来業務、何が本来業務かというのは置いておくとして、いわゆる木材を扱う部分が本来の仕事だとすると、センターの事業の中で、いわゆる外部と関わる仕事、人材育成だとか交流事業だとかそういうことがむしろ将来的には本来の仕事より上回るというような可能性も出てくるというふうに思うし、道筋とすれば、そちらのほうが正しいのかなというような考えもあります。そういうことをむしろ伸ばしていくと、いわゆる山間地域に、私たちは居住をしているわけですが、そういうことがいろいろな部分の突破口になるのではないかなというふうに考えています。そういうことも踏まえて、センター事業、木材活用センターの事業ですが、その主流なのはやっぱり木材を使うということで、チップを造るということも一つの大きな事業なのですが、そのへんをただ単にチップを燃すためにということではなくて、表現がちょっとあっているかどうか分からないのですが、外部と関わる部分の仕事、そのへんの推進状況というか、9月ぐらいに新たに開業するということなので、そのへんもいろいろあるのでしょうか、そういうことの進捗状況というのをちょっとお話しいただければというふうに思うのです。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）外部と関わる部分の進捗状況というお尋ねでございます。

現在町のホームページに掲載しておりますが、5月27日に町内の小学校を対象として、木材活用センターを会場にスウェーデントーチづくり体験を実施をいたしました。中之条町内の小学生11人と保護者8名の計19人のみなさんにご参加をいただきました。ふだん入らない山の歩き方や丸太の玉切り、おのによるまき割などを体験していただき、トーチづくりを体験していただいたものでございます。参加した子供からは、「本格的な山に入ってみたい」とか「中之条町の植物について調べたい」、「椅子なども作ってみたい」など、感想が寄せられました。親御さんからも楽しい体験であったとか日頃体験できないことが体験できたなどの意見をいただき、好評でございました。

また、この事業で子供たちを講師として指導してくださった2人の方は、いずれも町外から移住をされ、キャンプ場の経営や自伐林家としての業務を請け負う一方、蜂蜜を採取するための養蜂等を行っている若者が引き受けてくださいました。こうした形で町の事業に理解をいただき、協力をしていただける方々の組織化も少しずつ行ってまいりたいと思います。

今後こうした木材活用センターでの森の学校や中之条プロダクト等の事業を通じて、多くのみなさんを巻き込み協力していただいて、事業の一層の充実を図り、森林を身近なものに感じ、関心を持ってもらえるようにしたいと考えております。また、都市部の住民と森林を介して交流を行い、行く行くは中之条町の森林整備へも参加してもらおうことを目指した事業も進めていきたいと考えて

おります。この事業につきましては、6月28日、29日に、北区の職員を対象に、中之条町で1泊2日のデモ事業を行い、区民向けの事業化の準備としたいと考えております。

一方、もう1つのソフト事業である林業の担い手の育成を図るための林業実践学校につきましては、事業を担う者に求められる専門性が非常に高いことや学んでいただく際に必要となる機器や機械等のコストが大きいことなどから、具体的な事業化は進んでおらず、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）可能性として、今お話があったように、林業実践学校という呼び名をしているみたいですが、そういうことの進展というのは非常に大切かなというふうに思っています。これは、町を挙げて取り組んでもいいような事業だというふうに思っていますので、いずれにしても試合開始が秋だということなので、これからまたこのお話を随時させていただきたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、観光協会のお話を少しさせていただければなというふうに思います。これは打合せもちょっとさせていただいて、数か所ですが、関係課長とちょっと話もしまして、私のほうの勉強不足もあるので、全部ではなくて、町の方向性というか、町の考え方というか、観光協会に対しての考え方ということをちょっとお話ができればというふうに思っております。観光協会というのは一社、当然ですが、独立した機関だということはあるというふうに思います。これを改めて町との関係、町はどういうふうに捉えているのだということ冒頭ちょっとお話をさせていただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）観光協会へのお尋ねでございました。ご承知かと思えますけれども、一般社団法人中之条町観光協会につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき設立された他法人で、株式会社、合同会社などと違い、営利を目的にしない公営的な団体でございます。平成26年4月に設立をいたしました。平成28年度以降は、町の観光宣伝関係の事業、予算を一括して委任し、中之条町観光協会が行っている状況でございます。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）当然のお話で、当たり前なことだというふうに思います。それはそれで、そういう理解でいいのかなというふうに思います。観光協会では比べる必要は全くないのだけれども、観光協会が前面に出て頑張っている町村、観光地がありますよね。だからとって、一緒にせいというようなことは全く申し上げるつもりはありませんので、今の原則の話は枕言葉だと思って聞いていただければいいというふうに思います。

それから、次の質問でいいと思うのですが、責任という呼び方したのですが、これちょっと合っ

ていないというふうに思います。僕側のボキャブラリーがちょっと不足をしているものですから、いずれにしても町と協力をして、車の両輪で町の観光業界を推進していくのだということ、当たり前前の話です。そういうことなのですが、ちょっと書き方が分からなかったの、こういう書き方を失礼だったら申し訳ないのですが、いずれにしてもどっちかがイニシアチブを取るとか、あるいは両方できちんとやっていくとかという、そういうことも見えてこない、多額の予算も入っているわけですから、そのへん、町の側として、あるいはどういうふうに考えているのかと、責任ということではなくて、どういうふうに考えているのだというお話をちょっとしていただければというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、お答えをさせていただきます。

中之条町観光協会の目指すところは地域の稼ぐ力を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する観光地域づくりの司令塔として観光事業の健全な発展、振興及び地域の活性化を図り、生活、文化、経済の向上に寄与することであり、多様な関係者と協働しながら観光地域づくりを実現するため、各種事業を展開しているものと認識をいたしております。

観光宣伝関係の事業予算を一括して委任している状況ではありますが、事業内容等につきましては、その都度報告を受け、情報共有をしております。交流人口、関係人口を増やす上においても観光協会との連携した事業展開は必要不可欠であると考えておりますので、今後も協力体制をしっかりとしながら、観光や地域の振興に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）町長、観光協会の総会というのは出られていますよね、来賓で。中身の話はちょっとなかなか専門的なことも入るので、その話は後で。次に移りますけれども、見ていただいて、精査をしていただいて、独自でやるというツアーのお話もちょうと後で見ていただきたいかなと思います。その話は、ちょっと後に譲るというふうに言ったので、今日はすみません、しないけれども、なかなかこれは私もいわゆる旅行業の中で、そういうトータルの商品を扱ったことがあります。大昔の話ですけどもね。全然売れない商品とかもあるのですよ。みなさんご存じのようにフルムーンというヒットした商品があります。あれはこの1つですよ。そういうことも踏まえて、売れない商品というのは当然ある。承知はしているのだけれども、その中身の話というのは、それはやっぱり我々は理解していいかなと思います。それはそうではないという話になると、それはまた議論の余地があるのかなというふうに思うのですが、このへんを踏まえて、あと通告の中で4つばかり、あとで通告していますが、これは私の勉強不足もあって、打合せをした中でもうちょっと先に延ばしたほうがいいかなという私も判断をしますので、町長の方もその辺は感心を持って見ていただいて、当初観光協会が設立をされたと、前からあったのですけれどね。新規になったときに、「もうけるよ」と、「もうける観光協会にするよ」と。一社だからといってね。もうけてはいけなくは

ないのですよ。もうけていいんです。だから、どういう方向でやるぞという話もあったわけですから、そのへんのことも踏まえて、ちょっと検討していただいて、この議論はもう少し後にやらせていただきたいと、そういうふうに思うのですが。その辺いかがですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）観光協会の総会も来賓として参加を、出席をさせていただきました。中身をちょっとその総会のときはご挨拶だけさせていただきましたものですから、会議の内容は深く承知しておりませんが、今関議員おっしゃるように、観光協会とこれからも情報交換などを含めながら、これからの観光行政に対しての連携を深めていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）そういうことで、また後日お話ができたというふうに思います。今町の中で、やっぱりタイムリーというか、一番大きい問題というのがガーデンズの問題かな、町長が推進をしていると、そちらに移ります。

ということなのですが、最初就任から半年以上になるというふうに思うのですが、いろいろ外向けのホームページ等ではガーデンズ、これ協定無用というような文書も見受けられます。最初は、ちょっと否定的に考えているのかなというふうにちょっと思っていたのですが、そのへんの情報を読ませていただくと、推進していくのだろうなというふうな感じで今受け止めています。そのへんを、積極的に推進をする方向でよろしいのかどうかという確認をしたいと思います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ガーデンズのご質問でございますけれども、就任して半年がたちました。ことごとく会議のあるところとかいろんなところへ私も出向かせていただきまして、先日は上野の駅長さん、あるいは東京の駅長さん、それから東京事務所の所長さんや新しくなられた北区の区長さんにもご面会をさせていただきまして、ガーデンズを含め、ピエンナーレについてのPR活動を実施させていただきました。

以前も答弁させていただきましたけれども、巨額の税金を投じて完成したガーデンズでございます。すばらしい施設となっていることは間違いなく思っております。観光施設の拠点として大きな役割を担っており、集客にも大いに努めていかなければならないという立場でございます。

過日行われましたブルガリアフェアにおきましては、ブルガリアの大使がお見えいただきまして、ガーデンズにもご来場いただきました。本当に感激をして、喜んで帰っていかれました。私ども、ほっとしているところでありますけれども、こういったものをやはり積極的に活用させていただきながら、ガーデンズをしっかりみなさん方にPRをして、観光拠点としてやっていかなければならないと、併せてございますけれども、やはり町民の皆様方にもおいでをいただけるよう、私どもとしては誠心誠意努力をしていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても関議員のおっしゃるように、あのガーデンズをしっかりとこれからPRをしながら、皆様方に受け入れてもらえるような施設にしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）当面は、将来20年後、30年後という話はちょっと今の時点ではもう当然ながらできないのですが、当然のことながら今の時点では、町長頑張るといふふうにお聞きしました。これは、このへんを踏まえて、グランドオープンしてから3年目ということなので、そんなに今期間としないといふふうにするのですが、現状何か課題とか考えていることがあったらちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）関議員おっしゃるように、グランドオープンをさせていただいて3年目を迎えました。新型コロナウイルスによる行動制限がなくなった現在、おかげさまでバスなどを使った団体の入園者数は前年を大きく上回る状況であります。しかし、四万温泉に毎年来ている観光客の方が、実はこの間、私大体週に1回はガーデンズに行っているのですけれども、そこで今年初めてガーデンズに足を運んでみたよと、毎年四万へ行っているのだけれども、こんなすばらしい施設があったのかというふうに驚かれていた光景を見ますと、まだまだ周知が十分になされているとは言えず、今後新聞、テレビ、インターネット、SNSなど、あらゆる媒体をさらに積極活用して、集客アップに努めていかなければならないと認識を新たにしているところでございます。

また、町民の皆様にもイベント等を通じて、ガーデンズに足を運んでいただき、町が一丸となってガーデンズを売り出していくことが何より大切なことと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）ありがとうございました。

よく話として、町を二分をして議論をしたとかというような話をされる方がいるのですが、私はそうではないというふうにするのです。そのへんは、出来上がったから、何とかするとかそういうことではなくて、やっぱり一つの施設としてきちんとこれから将来を見据えていくということが基本にしていかないと、またおかしな話が出てくるのかなというふうに思いますので、いずれにしても町長の奮闘を期待したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長、続けていいですか。

○議長（安原賢一）いいです。続けてください。

○10番（関 常明）では、そういうことで答弁をいただきまして、通告時間30分で通告していますので、そのへんで終わりにしたいというふうにするのですが、防災マップの新しいやつを配っていただきました。いずれにしてもこれ新聞紙の間に入って、押し入れに入ってしまうという格好もある

ので、このへんの活用方法というのは従来とそう変わるものではないのですが、きちんと活用していかないと、最低見ないといけないし、最低これ見ていただいて、目を通して、俺のうちどうなっているのだというぐらいは見ていただかないとあまり価値がないかなというふうに思うのですが、活用方法ということで、これは従来と変わらないのですが、このへんについての説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）防災マップのお尋ねでございます。

近年頻発する災害に備えまして、住民の防災意識の向上や避難体制の強化を図るため、令和5年3月に防災ハザードマップを更新をいたしまして、5月に全戸配布をさせていただきました。防災ハザードマップは、従来の土砂災害対策区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に加え、河川洪水浸水想定区域も盛り込みました。指定緊急避難場所、指定緊急避難場所兼指定避難場所、消防署や消防団詰所などの公共機関などの情報と併せ、お住まいの地域に土砂災害や浸水のおそれがあるかどうかを確認をいただき、避難の必要性がある場合には避難経路を事前に確かめていただくなど、ハザードマップを有効にご活用していただきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）前回も、実はそのハザードマップのほうはちょっとした記憶があるのですが、町民の皆さん集まってもらって説明をする、議論をしたいというのは必ずあってしかるべきかなと、配ったものまではということもあるので、町民のみなさんに対する説明はやっぱり必要かなというふうに思うので、そのへんのお考えは。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）町民のみなさんに対する周知、説明ということだと思いますけれども、先ほど答弁させていただきましたハザードマップにつきましては、町のホームページでも確認をできます。必ずしも家にいるときに災害が起こるというわけではありませぬので、職場や友人宅など、ほかの地域に出かける場合等にはスマートフォン等により、その地域の状況を確認することも可能であります。

住民のみなさんへの周知ということでございますけれども、広報7月号で「災害から身を守るために」ということで啓発記事の掲載を予定してございます。その中で、ハザードマップの利活用についても触れさせていただく予定でおります。

町からの啓発活動は継続して実施してまいります、やはり住民一人一人が防災への関心を日頃から持っていただくことが大切であり、防災への意識が何より重要だと考えております。災害事態を防ぐことはできませんが、日頃から災害に備える意識を持つことで助かる命はたくさんあると思っております。このハザードマップはその一助となればと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）ありがとうございました。

防災の問題については、町長が就任以来、非常に大きい問題として捉えているのだろうなというふうに理解できます。

また、これも同じような話になるのですが、防災についてはしつこいぐらい確認しても悪いことはないというふうに思いますので、今までの取組で課題があるというふうに思うのですが、町長、そのへんのお考えは。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今までの取組での課題はというお尋ねでございます。

町でも災害対策をより強化していくため、本年度より総務課内に危機管理室を設置をいたしました。危機管理室では、防災に見識の深い会計年度任用職員を配置させていただき、地域ごとに地区防災計画の策定のお手伝い等をさせていただいております。要望があれば、休日や夜間等問わず、職員が自ら地域の集会所や公民館に出向き、地域の実情に合った災害対策の実施体制の相談や頻発する自然災害への対処方法などを説明させていただいております。

行政区をはじめ、地域の皆様方のご協力によりまして、令和5年6月現在におきまして、65地区、約75%で地区防災計画の策定に至っておりますが、今後も1地区でも多く策定いただけるよう町でも丁寧に対応していく考えでおります。

あわせて、災害対策基本法に基づく個別避難計画の策定や避難行動要支援者対策など、課題はたくさんありますが、地域のみなさんのご協力とご理解を得ながら少しずつ前に進めていければと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）危機管理室を設置したということでございます。従来もそのポジション、総務課のみなさん、非常に有能に、優秀に仕事していたというふうに理解をしています。危機管理室を新たに設置をしたということで何かメリットがあったのか、あるいはこれからどうするのかということをお簡単にお願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今までももちろん災害等に対する危機管理体制は、町で前任の町長さん、その前の町長さん、みんな取っていられたと思うのです。ただ、やはりこのところへ来て、線状降水帯だの、今年はスーパーエルニーニョなどという、我々が経験したことのない大雨が降るとか、そういう気象庁の発表がございます。やはり少子高齢化の現状でありますし、山間地域は特に高齢化が進んでおります。そういったところをより一層危機管理に対する住民のみなさん、あるいは役場の

我々職員がしっかり再度認識を深めていくという意味から危機管理室というものを設置をさせていただき、災害に対していろんな情報等、的確に把握をして、そしてまた地域の住民のみなさんにお伝えをしていかなければならないということで、危機管理室を設置をさせていただきました。

以上です。

○議長（安原賢一）10番、関さん

○10番（関 常明）備え過ぎることはないというふうに思うので、危機意識の共有ということが全てかなというふうに思っています。いずれにしてもそのへんは一朝一夕で、なかなかできない部分ももしかするとあるのかもしれないけれども、議会、我々議員も含め、そのことについては全員が協力をして目を向けるということかなというふうに思っています。そういうことであまりまとまらない質問になってしまったのですが、私の質問は以上で終了します。

○議長（安原賢一）関常明さんの質問が終わりました。

次に、福田弘明さんの質問を許可します。福田弘明さん、ご登壇願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）本日最後の質問者でございますので、町長、少し肩の力抜いて、そしてまた質問時間60分としておりますが、町長の答弁によってすぐ終わりますので、よろしくご協力お願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。本日3項目質問させていただきますが、2つの項目につきましては、町民の皆様から承ったことを基に質問させていただきます。

それでは、最初に行政区に委託している事務について、その末端である班長に対し業務委託料を支払う制度創設について伺います。

たまたま本日上毛新聞の一面に自治会の負担軽減模索という形で、県内自治体、役員報酬等を含め、実態の把握をという記事が一面に載っておりました。全く私の質問を後押ししてくれるような記事でございまして、心より御礼を申し上げます。

さて、現在行政区は町行政をくまなく行き渡らせ、能率的、かつ合理的に運営処理することを目的とすると定め、設置されております。業務の委託として、周知事項の伝達及び連絡に関すること、調査書、報告書の配布及び取りまとめに関すること、その他町長において必要と認められるものとされております。行政区においては、以上の業務を行うため、行政区の中に班長を設け、これらの業務を執り行っており、配布業務だけで、も少しは回数が減りましたが、現在月2回行っております。ついては、行政区における班長に対し、行政事務連絡業務委託料の支出をする制度の創設を求めるもので、先ほども述べましたが、複数の町民の方からいただいたご意見でございます。町長の見解を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、福田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在町の広報やチラシ等の毎戸配布や回覧文書については、月2回、区長文書として配布をお願いしており、多くの地区で配布された文書は区長さんから各班長さんに配布をされ、毎戸に届けられております。区長さんはもちろん、各班長さんには日頃より多大なご協力いただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

区長文書等、配布における町で把握している班の数でございますけれども、中之条、沢田、伊参、名久田及び六合地区、全5地区で約770班となっております。行政区におきましては、中之条町区条例について、その区域が決められておりますが、一方班につきましては、法に基づくというのではなく、昔からの付き合いというような性格の中で、数や班割りなど、各行政区の意向や考えに基づいて、その運営がなされておると承知しております。このようなことから班に属する戸数も87の行政区で異なり、世帯数の多い行政区では、班の中にさらに枝番を付している場合もございます。

町から行政区には、行政区の自主的な活動を支援し、地域の活性を資するため、行政区活動補助金を支給してございます。区長さんには、世帯数等に基づき、町から謝金が支給されているわけですが、班長への支給はしておりません。行政区によっては、区内の取決めにより、区から班長さんに謝金等を支給しているところもあるようであります。

以上のことから行政区に帰属する班の運営につきましては、原則として各行政区内に考えに基づき運用されるべき性格なものでありますので、例えば支給させていただいております行政区活動補助金等をご活用いただいて、その経費の一部に充てていただくなど、ご検討いただければと考えております。

福田議員から町民のみなさん方のご意見ということでございますので、ご意見を拝聴させていただきました。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ただいま町長の答弁の中で、中之条町行政区活動補助金を交付しているから、そこから手当てをしていただきたいというような内容の答弁がございましたが、それではこの際お伺いいたします。中之条町行政区活動補助金の交付の要綱についてどういうことを記されているのかお尋ねいたします。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀 浩）では、私のほうからお答えさせていただきます。

町の活動補助金ですけれども、基本的には行政区の自主的な活動を支援するというのが大前提で、目的でございます。自主的な活動の支援ということでございますけれども、例えば文化活動もあるでしょうし、体育活動、それから親睦活動なんかもございますでしょうし、場合によっては教養活動、こういったものもございます。

他方で、そういった具体的なものでなくても町長が認める活動であれば、自主的な活動であれば、

かなり広範囲に認めている部分がございます。大分区の活動については、この中で見られるのかなと認識しているわけがございますけれども。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）この行政区活動補助金の要綱に書かれておるのは、文化活動、教養活動、体育活動、親睦活動、そしてそのほか町長が認める活動とございます。私が言っているのは、町の業務の委託、配布物、そうしたものを区としてやっているわけで、この行政区活動補助金というのは行政区の中の自主的な活動について支援しているということなので、趣旨が全然違うと思うのですが、町長、どうお考えですか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）全然違うというような認識ではなく、区が円滑に運営していただくように、町のほうで支援をさせていただくということでございますので、区の円滑な運営には、それは先ほど申し上げました町長が認めるものという中に入っておるのかなというふうに考えております。

福田議員のご意見として、私ども参考にさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）たぶん町長も行政区の区長をしたりして、いろいろこれは承知しているかと思うのですが、班長というのは非常に大変なのですよね。替え玉が一個も入ってこない、どこまで遡っていったり、これ目に見えないので、あと集金業務もありますし、アンケートもあるし、非常に結構仕事をしていただいているのです、見えないところで。私も区長もしましたけれども、預かる文書なんていうのは、枚数確認して班長に渡せば、それでおしまいと、楽なので、これ班長さんには申し訳ないとかねがね思っていたのですが。

それでは伺いますけれども、近隣の町村の動向はどうです。把握されていますか。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀 浩）近隣の情報ということですが、1町村についてはちょっと算出基礎が全然うちの町と違いますので、参考にならないのですけれども、他の町村の例でいきますと、2町村ほど班長さん、伍長なんていうところもございますけれども、支給しているところございます。

ただし、一方で中之条町でいうところの行政区活動補助金ですが、こういったものを支給しているところというのはございません。単純に金額だけで申し上げにくいところもあるのですけれども、中之条町については、比較的行政区へのそういった支援というかはかなり充実していると自負しているのですけれども。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）今課長の答弁で2か所と言ったのですけれども、3か所でしょう。東吾妻町と、

それと長野原町は、正式名称は行政連絡員、行政側の名前では、草津町は伍長、さっきおっしゃった伍長。それぞれにちゃんと報酬は出しております。それを踏まえて、町長、どうですか。やはり周囲の自治体と歩調を合わせるというのは必要かなと思うのですが、どうでしょう。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今福田議員からご指摘いただきました近隣の町村の話もさせていただきました。今後そういった意見も踏まえて、ちょっと研究をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）検討させていただくという答弁をいただきましたので、しっかり検討をお待ちしたいと思います。

次に、2項目目に移ります。これも高齢の方からいただいた声なのですが、人材センターが剪定をしていただいたときに、「一緒にごみも持って行っていただけないか」と話をしたところ、「これ持っていてもいいんだけど、搬入拒否されちゃうんで、申し訳ないんだけど、持っていけない」という声をいただいて、「年で、あそこまで行くのは容易じゃねえし、このへんを改善していただければありがたいな」という声をいただきました。たまたま町長が管理者ということなので、この際お伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員お尋ねの家庭ごみに関係するようなご質問でございますけれども、人材センターへの剪定を依頼した剪定ごみについては、人材センター自らが作業をして、発生したごみという扱いになるため、人材センターにおいて運搬はできますが、家庭ごみで、家庭で発生したごみの処分を依頼するには、廃棄物処理法により一般廃棄物収集運搬の許可を持つ業者でなければ運搬はできないということになっておるようでございます。人材センターでは、一般廃棄物収集運搬許可は持っていないため運搬することはできないということになります。また、衛生センターの受入れにつきましても許可業者によって運搬された廃棄物以外は受け入れできないことになっております。人材センターからごみの受入れについて、以前に衛生センター、人材センター両方で確認をし、人材センターが搬入するごみは庭木の剪定により発生した剪定の枝のみを受入れ可とされていることから、現在その運用になっているということでございます。

しかしながら、今後中之条町におきましてもさらに高齢者世帯が増えていくことが想定されることから、高齢者のごみ出し支援等についても検討していく必要があるかと思っております。関係機関と協議する中で、ごみ出し支援等につきましても方策を模索していかなければと考えております。

なお、今回いただきました福田議員からのご質問等につきましては、人材センター、衛生センターへおつなぎさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）人材さんが業務として持っていくというのではないのだと思うのです。例えば私も町長も非常に面倒見がよかったから、あれと思うのですけれども、いらっしゃいますよね、お年寄りの方、持って行ってやるよと。それ無償ですよ。それでも駄目なのですか。例えば人材さんが持っていくでしょう。持込みのところをよく見るのですけれども、一旦下ろして、これは業務で出た剪定枝ですよと、残りのこれはボランティアで預かってきたやつなので、これ別途下ろさないで、一旦それで下ろした後、また量りにかかります。今度これは善意で持ってきたやつなので、投入しますので、投入します。これ全然業務でないのだから、別段構わないと思うのですけれども、どうなのですか。では、私たちが逆に言えば、隣の、近所のおばさんのごみ持って行ってやったら、これ違反になるのですか。どうなのですか。

○議長（安原賢一）課長、お願いします。保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）今ご質問いただきましたボランティアというか、善意でということでお話をいただきました。人材センターの剪定の業務につきましては、先ほど町長申し上げましたとおり、剪定をして出たごみをセンターのほうまで運ぶというところまでは業務ということになっております。一応その間お金が発生するということになろうかと思えます。それによって運ぶということになりますと、やはりそこは業務として受けているということになろうかと思うのですけれども、人材センターの業務として請け負って、恐らく行って、受付につきましても人材センターのほうの仕事ということで受付につきましてもそういった対応になろうかと思えますけれども、そのとき一緒に業務以外のものを持っていくということになりますと、またちょっと難しいのかなというふうに思っております。実際業務の中で持っていく分につきましては特に問題ないのかなと思えますけれども、それ以外のものについて、一緒に持ち込むというのはちょっと厳しいのではないかとこのことで考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）厳しいとかなんとかというのはちょっと全然見えないのですけれども、例えば私が近所のおじいちゃん、おばあちゃんのごみ持って行って、あそこへ持って行って投入しました。キロ幾らと出ますよね。今10キロ50円でしたっけ、それをその出たお金にプラスアルファしてお金頂戴と言えば、それ業務になるかもしれないのですけれども、そのコストと同じ100円かかったなら100円いただくというのは業務ではないと思うのですけれども、そのへんどうなのですか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）運搬に関しましては、同じ車で運んでいくということになると思えます。当然剪定した枝につきましても業務ということになろうかと思えますけれども、そこにまた別のものを乗せていくということに関しましてはちょっとできないのではないかとこのことで考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）業務用の車で持ち込んだということが駄目だということですね。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）一応業務として運んでいるということで、おそらく人材センターの業務ということで運んでいるということになると思いますので、それ以外のものを運ぶということはちょっとできないのではないかと考えております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）小さい町でお年寄りの方、また人材さんも高齢の方で、みんな顔をよく知っている顔見知りの人です。そういったときに、そのくらいの融通ができないようでは随分冷たい社会だと思います。どうです、町長。確かに運搬、業務用の車で持ち込んだからといってもその運賃をもらわないわけだから、町長、かねがね言っている共創の町づくりの観点からしても随分冷たい反応だなと思います。町長、どんなふうに思われますか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）福田議員もご近所の方を親切にご面倒見ている方だと思っています。私も一生懸命やっているつもりでございますけれども、もうそろそろ本当に地域が高齢化社会が進んでくるということでございますので、今そういったご指摘もいただきました。しかしながら、人材センター、あるいは衛生センターとの話があったようですから、そういったことを含めて、将来の高齢化社会に向けたごみ出しとか、そういうものを検討していくように、各センター、あるいは人材センターにもお話をつないでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）この時代、業務にとらわれず、独居老人の世帯の安否確認だとかいろんな業務を郵便屋さんに頼んだり、いろいろ業務を超えた連携、そういった形で町民助け合いながら、私生きていくというのが一番ベストかなと思っております。あからさまに業務という形ではないと私は思うので、そのへんはもう少し、例えばヘルパーさんがごみ持っていったらどうなのですか。これどうなのですか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）ヘルパーさんに関しましてはですけども、介護保険の関係で、その中の生活の援助といったような部分の中で、自宅からごみの収集場所までということになりますけれども、そちらのほうにつきましては問題はないということでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それは、ヘルパーに業務を委託した場合でしょう。委託契約ね。そうでなくて、例えばごみも出す袋、収集の袋、これに入れて、帰りがけだから、持ち込みしてやりますよ、これ

も駄目なのですか、厳密に言えば。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）センターのほうまで持ち込むということですか。

（「そうです」の声）

○保健環境課長（倉林敏明）そのヘルパーさんのほうが持ち込むと、業務としてということではなくて。

（「そう、そう、そう。業務じゃなくて」の声）

○保健環境課長（倉林敏明）業務でなければ、それは特に問題はないかと。

（「そうですね」の声）

○保健環境課長（倉林敏明）ええ、考えております。

○12番（福田弘明）だから、さっきの振出しに戻って、人材さんもそれ業務でないのだけれども、そういったごみ袋に入れているやつを持っていく、同じところへ行くのだから、持って行ってあげるよと、それはいいと思うのですけれども。これくどくなってしまうので、言いませんけれども、町長もいろいろ検討していただけるようなので、あれなのですけれども、私はこういう人材さんに限らず、こういった善意でやっていただける行為というに対して、あまりにもしゃくし定規に物事を解釈するというのは少しおかしいのではないかと思います。最後にこのへんを町長にお伺いします。もっと温かいまち、それがいいのではないかと。明らかにこれはおかしいというのは別ですよ。そんなので、あそこのセンターの人だって、みんな顔知っているのだから、分かるわけだから、どうです、町長。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）なかなか線引きも難しい面もあると思うので、いずれにしても高齢化社会を迎えて、そういう日常生活の支援をしていただきたいという声が日に日に増してくるということは承知しておりますので、今後議員のご指摘も含めて参考意見とさせていただいて、検討していきたいと、このように思っています。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）ぜひ前向きに検討お願いいたします。

それでは、最後の3項目めに移ります。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが本年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。新型コロナの分類が5類に変わると何が変わるかについて、これへの対応について、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）新型コロナウイルスの感染症が5類に移行したというお尋ねでございますけれども、新型コロナウイルスに関しましては、令和5年、ご承知のように5月8日より感染法上の位置づけがそれまでの2類から5類へというふうになりました。5類への移行により、感染症対策は行

政が要請や関与をする仕組みから個人の自主的な取組を基本とした考え方に変わっております。感染しても法律に基づく外出自粛等は求められず、個人の判断となります。まず、基本的な対処方針は廃止となり、外出自粛要請や濃厚接触者の特定も廃止となります。感染者につきましても全数把握しておりましたが、定点調査に基づいて、週1回の発表になるなど、感染対策は緩和をされます。5類への移行に伴い、現在示されている令和5年9月までの対応について申し上げます。それまで無料だった外来診療は5月8日から公費負担が縮小するため、自己負担が生ずることになりますが、治療薬の薬剤料のみ公費負担となります。入院費については原則自己負担となりますが、一定額を減額し、負担軽減をいたします。今後の感染状況により自己負担額等変更が生じることも考えられますが、国、県の動向を注視する中で、適切に対応してまいりたいと考えております。令和5年5月8日になりましても新型コロナウイルスの感染力や病原性が変わるわけではありません。現在も国の専門家により対策が進められておりますので、町といたしましても国の方針にのっとり、対応を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）町長の答弁の中で、病原性は変わっていないということを踏まえまして、では具体的にどうするか、ちょっと抽象論では分からない部分がありますので、若干細かなそれぞれの状況に即した対応についてどうなるのかについてお伺いいたしますので、少し細かくなりますので、担当課長さんのほうからの答弁でも構いませんので、よろしくお願いします。

まず、今まで感染したかどうかについては、検査はしかるべきところで検査を受けておりましたが、これからはおかしいと思ったときに、どこで検査を受ければよろしいのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）感染したかどうかの検査ということでございますけれども、5類へと移行になりまして、医療機関につきましては、幅広い医療機関で対応ができるようになってございます。ただ、他の方への感染防止という観点もありますので、かかりつけのお医者さんですとか身近な医療機関であれば、そちらに事前に連絡をしていただいて、受診について相談をしていただくと、その後検査等を受けていただければいいのではないかと考えてございます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）かかりつけの病院ということなので、ほぼどこでもいいということなのですか。

その点を確認と、それと今まで持病を持っていた方が感染した場合は、受入れ側はいろいろ厄介な問題が起きたかと思うのですが、今後は持病を持っていて、なおかつ感染した場合でも今までの従前お世話になっていた病院で医療をしていただけると解釈してよろしいのでしょうか。どうなのでしょう。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）持病をお持ちということでありますと、やはりかかりつけの医療機関があるかと思えます。やはりその医療機関の対応等もございますので、あらかじめやっぱり事前に連絡をしていただいて、その医療機関と相談していただいて、受診をしていただくのがいいのではないかというふうに考えております。また、医療機関につきましても恐らく全てが全てということではないかと思えますが、その医療機関によって、またいろいろ様子が変わってくるかと思えます。やはり先ほど申し上げましたけれども、ほかの方に感染防止を含めまして、あらかじめ一度連絡をいただいてから受診いただくのがよろしいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）国の方針では、原則どこの病院でもそのまま受け入れるということなのでしょう。国の方針はどのようなのですか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）国の方針といたしましては、医療機関といたしましては受け入れるということになっているかと思えます。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それと、高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設については、入院とのバランスを踏まえ、一定の自己負担をすることを前提に自治体の判断で9月末まで継続されるとありますが、中之条町はどう対応されるのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）宿泊療養施設なのですけれども、こちらにつきましては、これまで県のほうで設置をしておりました。群馬県につきましては、5月の8日をもちまして全て終了ということになっております。県によっては高齢者や妊婦の療養のための施設ということで9月まで設置をする県もあるようですけれども、群馬県につきましては継続の予定はないということでございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）それと、先ほど町長もちょっと述べられたのですが、コロナの治療薬というのは非常に高いのですよね。それで、入院費用について公費負担はなくなるが、ただし高額なコロナ治療薬の費用は9月末まで引き続き公費で負担される、急激な負担の増加を避けるため、9月末まで高額療養費制度の自己負担限度額から2万円を減額する措置を講じているということなのですが、これちょっとよく分からないのですが、町長述べたように、コロナの治療薬については全額公費負担だよという意味でよろしいのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）高額医療の関係ということでよろしいでしょうか。新型コロナウイルスの感染症に係る療養につきましては、今まで健康保険適用の自己負担金を全額公費でということでは負担をしておりました。5類の移行後は、公費負担が縮小するということとなります。自己負担が生じるということになるのですが、議員ご指摘のように、令和5年の9月までの対応ということで、自己負担額を一定限度減額をして負担を軽減していくということになっております。入院等で医療費が高額になる場合がございます。高額医療制度の対象となるということがございますけれども、具体的に言いますと、1か月の入院費が自己負担限度額という限度額があるのですが、これは各年齢ですとか所得とかによりまして変わってきますので、それぞれみんな違うのですが、この自己負担限度額という上限を超えて支払った場合、超えた金額が給付されるということがございます。今申し上げましたけれども、自己負担限度額については所得、また年齢に応じて変わりますので、人それぞれ金額によっては変わってきますけれども、その分につきまして、負担が出るということがございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）では、コロナの治療薬については、高額医療の限度を超えない限りは自己負担だよということなのですか。公費負担なしということ。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）入院につきましては全額負担ということになります。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）次に、今後のワクチン接種についてお伺いいたします。まず、指定会場以外、住所外接種、この接種も可能なのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）すみません。重症化リスク。

（「住所地、住所外」の声）

○議長（安原賢一）失礼しました。住所地以外の接種につきましても可能でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）副反応を心配されて、ワクチン接種を躊躇されている方って武田社のノババックスのワクチンをしたいという方がいらっしゃるようなのですが、これについても中之条ではこれ扱っていないので、駄目なのですが、一部の自治体ではノババックスもオーケーだよということもあるようです。そういったところで接種も住所外接種で可能だということよろしいですか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）ノババックスのワクチン接種につきまして、群馬県では前橋市の群馬中

央病院での接種が可能ということになっております。接種の予約が必要となるということと、あとそれにつきまして、あらかじめ群馬ワクチン接種ラインシステム、または接種を取りまとめている県にあらかじめ電話で予約していただいて、接種を受けていただくという必要がございます。日程も決まっておりますので、日程に従いまして、ラインしていただいて、接種を受けていただくということになろうかと思っております。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）春のワクチン接種なのですが、重症化リスクが高い方、65歳以上の高齢者、また5歳から64歳までの方で基礎疾患を有する方に対してのリスク軽減のために、ワクチン接種がもう始まりましたよね。それなのですが、同居、こういった高リスクの重症化リスクの高い方と同居している家族の方、これについては、9月以降の接種まではないということなのですが、こういった重症化リスクの高い方と同居している方には春の接種もよしとするわけにはいかないのでしょうか。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）ご質問にお答えいたします。

令和5年春の接種の対象者につきましては、国の方針によりまして、65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、また医療従事者ということになっております。重症化リスクの高い方と同居している方に関しましては接種対象ではありませんので、接種がありません。ただ、同居されている方でも基礎疾患をお持ちの方、また医療従事者の方につきましては接種対象ということになりますので、申請をしていただければ、接種は可能かと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）国が決めていることと違うことをするといろいろしっぺ返しがあるので、難しいのでしょうか。在宅療養者向けの巡回接種についてを伺います。寝たきりなどの理由で集団接種会場に来場する方が困難な方への対応については、今までどのようにされていたのか、また漏れなくこういった方にも接種してきたのか、できてきたのかについてお伺いいたします。

○議長（安原賢一）保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明）寝たきり等の方ということでございますけれども、これまでも各医療機関、医師によって往診時にコロナワクチンを接種していることはございます。医療機関、また医師の判断ということによって往診時にワクチンを接種しているということでございます。そのワクチン接種をする場合につきましては、町からのほうもワクチンの提供をしております。今後につきましてもこれまでと同様、往診時の接種につきましては、医療機関、また医師の判断によりまして、必要に応じてワクチンの提供は行ってまいりたいと考えてございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明） そういう枠組みはできているようなのですが、実際ではどのくらい実施されてきたのでしょうか。先ほど前半のほうでも5類に移っても病原性は変わっていないよと、高リスクの方にはそれ相応のダメージを持つような感染症ですよということなのですが、どの程度こういった方々接種できてきたのでしょうか。そのへんは把握されていますか。

○議長（安原賢一） 保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明） 数の把握ということなのですが、医師の判断ということもございまして、そこまでこちらのほうでちょっと情報については把握はしてございませんでした。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明） こういった方こそ感染すると非常に大変なことになるかと思っております。できれば、こういった方々にも全部お医者さんに任せる、お医者さんが一番強いから、お医者さんの指示に従うべきなのですが、ぜひともこういった家から出られないような方にも漏れなく接種ができるようご配慮願いたいと思っております。

最後に、今回の2価ワクチンにつきましては、9月まで、秋まで、春のワクチン接種に対応ということなのですが、9月以降のワクチンについては、2価ワクチンから変わる可能性というのがあるのでしょうか。

○議長（安原賢一） 保健環境課長

○保健環境課長（倉林敏明） 秋の接種のワクチンということでございますけれども、現在新聞紙上等で、令和5年の秋接種のワクチンについて、新型ワクチンが検討されているというような報道もございまして。ただ、いずれにいたしましても今後また国のほうで検討されるということになるかと思っておりますので、町といたしまして、また国の動向を注視して、引き続き適切なワクチン接種ができるように情報収集していきたいというふうに考えております。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明） このコロナワクチンの関係については、1自治体がどうのこうのできる部分というのはほとんどないので、お伺いしても課長さんを悩ませて、申し訳ないとは思いますが、分からない部分について質問することによって、どういうところが変わったかなということが理解できましたので、これはこれで質問のあれがあるかなと思っております。どうもご協力ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（安原賢一） 福田弘明さんの質問が終わりました。

○

○議長（安原賢一） 以上で、本日を予定しました日程は全て終了しました。

3日目の20日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

(散会 午後2時17分)

令和5年第2回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第3日

招集年月日 (会議)	令和5年6月20日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年6月20日 午前9時30分						
	散会	令和5年6月20日 午前10時38分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	劔持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	1番 原沢 香司		2番 福田 公雄		3番 山本 修			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	劔持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	欠 席
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

(6月20日午前9時30分開議)

第1 一般質問

◎ 開 議

○議長（安原賢一） みなさん、おはようございます。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては、映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されると、録画、録音されるおそれがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いいたします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

◎ 一般質問

○議長（安原賢一） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、佐藤力也さんの質問を許可します。佐藤力也さん、ご登壇お願いします。6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也） 皆様、おはようございます。佐藤力也です。本日令和5年6月定例会議におきまして、議長の許可をいただき、議員2期目として最初の一般質問を行うことができること、大変うれしく思います。これまで支えていただいた町民の皆様、町当局、同僚議員の皆様へ感謝申し上げますとともに、これからも町民の皆様のご意見、ご要望をしっかりと町に届け、まちづくりに生かしていただけるよう、中之条町議会議員の一人としてプライドを持って、14人の同僚議員と力を合わせて、全力で議会活動に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、質問に入りたいと思います。本日の質問は3項目となります。1つ目は、未来戦略ミーティングについて、2つ目がゆずりは荘の問題について、そして3つ目が交通弱者対策についてです。

それでは、まず未来戦略ミーティングについて質問をさせていただきます。これまでこの取組について、町ではホームページや「広報なかのじょう」などで公募員の募集を行い、今年6月28日に第1回目の会議が開かれると聞いております。町長が目指す希望の持てる町づくりにおいて、公約の一つとして挙げられた事業であります。この会議を開催することでどのような効果を期待しているのか、会議の目的について、改めて町長に伺います。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹） それでは、佐藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

未来戦略ミーティングにつきましては、20年後の中之条町を背負っていただく若者のご意見を伺いたいと率直に思っております。共につくる第一歩として、若者のご意見をお伺いし、そのご意見を町政に反映していきたいと考えております。これが今回開催させていただく未来戦略ミーティングの目的でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）町長、ありがとうございました。

ただいまこの取組の目的を再確認させていただきました。そこで、現在町長がこれから始まる未来戦略ミーティングにおきまして、特に期待する政策、テーマといったことがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長、お願いします。

○町長（外丸茂樹）それでは、ご答弁させていただきます。

様々なご意見を伺うことができると期待をしております。否定から始めるのではなく、長期的な成功に向け、発展的な意見交換をしていただく中からより具体的で戦略的な意見を交換するミーティングであり、将来にわたり関係性につながる場の提供も併せ、参加いただいたみなさんの一体感と意識向上につながることに期待をしております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）それでは、これから始まるミーティングについて、応募状況についてお伺いしたいと思います。今回委員に応募された方の人数、またどのような職業、地域、世代、性別の方が参加予定なのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）応募の委員の方のお尋ねでございますけれども、応募は25名の方からいただきました。応募要件等精査させていただきまして、23名の町民の方に公募委員さんとしてお願いいたします。

今回期間を設けての応募でありまして、追加募集は考えておりません。23名の委員さんに1年間お世話になりたいと考えております。公募委員の人数は23名です。世代につきましては、20代が7名、30代が9名、40代が7名、計23名でございます。男女の別につきましては、男性が13名、女性が10名でございます。職業につきましては、学生、会社員、公務員、自営業、主婦等でございます。地域につきましては、中之条地区が13名、沢田地区が3名、伊参地区が4名、名久田地区が1名、六合地区2名でございます。そのほかに若手の町職員10名を委員として任命させていただきました。事務局は企画政策課として、委員の数数は33名、事務局4名とし、合計37名によりまして未来戦略ミーティングを今年度約10回開催してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま応募状況、そして組織の状況についてご説明いただきました。

最初に25名の委員の応募があって、23名ということなのですが、残りの2名というところはど
いった経緯でこのメンバーに残らなかったのかというのはもし分かれば教えていただけますか。

○議長（安原賢一）企画政策課長

○企画政策課長（山本嘉光）2名の方でございますが、住所要件がございまして、町外の方が2名と
いうことでございましたので、今回この2名の方につきましては公募員さんということならずと、
23名ということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

続きまして、この会議の運営方法についてお聞きしたいと思います。23名の委員会をどうまとめ
ていくのか、年間スケジュール等は先ほど町長のほうより説明がありましたので、聞かせていただ
きますが、先ほども町長にも答弁いただきましたが、政策についてのテーマ等の進行係といたす
か、町側からの提示、そういったことがあるのかどうか、またどのような会議、どのように会議の
ほうを進めていくのかというところを運営の仕方についてお伺いしたいと思います。よろしくお願
いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、ご答弁させていただきます。

形式にとらわれる会議方式ではなく、オンラインの参加等を含めて、気軽に意見を言い合える雰
囲気の運営としていきたいと考えております。会場につきましては役場の会議室に限定せず、町
内の様々な場所で実施を予定しております。委員となった町若手職員やミーティング事務局を担当
とする企画政策課も若手職員を中心とし、毎月のミーティングの準備や調整を行ってまいります。
若い世代のアイデアからこのミーティングの活性化を図り、様々な意見交換が生まれればと考えて
おります。また、会議を重ねる中で、委員からの提案に基づき、視察や講演などの開催も対応して
まいります。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございます。

この会議ですけれども、月に1度、平日の夜を予定していて、先ほどもお話に出ましたけれども、
オンラインでの参加も可能とのことですが、その会議での様子や結果、意見や提案など、公
表されていくのか、そのタイミングとか、また委員以外の町民への方への会議の中継、例えばズー
ムミーティングを行ったとしたら、そこを公開をするのかどうかといったところ、また録画配信に
ついてどう考えているのかお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今回の未来戦略ミーティングでいただきましたご意見につきましては、意見集約をしたものを町へ報告していただきたいと考えております。今後の町政に反映させていただけるご意見が多数あろうかと期待をしているところでございます。

いただきましたご意見につきましては、町のホームページ等により公表させていただく予定でありまして、オンライン参加につきましては、委員各位の多様な時間を有効に利用させていただき、参加しやすい会議を考慮したものでございます。委員以外の町民への配信につきましては、現在予定はしておりません。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）私もこの会議、未来戦略ミーティング、大変期待しているところでございます。私の知り合いの20代の方もこの会議に参加できるということで大変喜んでおりました。この会議で、今まで聞いたことのないような貴重な意見や要望、提案が出てくることに大きな期待をしております。また、この会議が台風の目となって、若い世代を中心に町や議会に興味や関心を持つ町民の方が増えれば、さらによいと考えます。そのためには、この会議で創出された意見や提案の実現、予算化が重要と考えます。結果を恐れず、チャレンジを後押しする町の予算を積極的に組んでいただけるようお願い申し上げ、次の質問にいきたいと思っております。

続きまして、町の所有施設であります元国民宿舎ゆずりは荘について質問をさせていただきます。このゆずりは荘の今後の利用方法について、町では当初3月の同僚議員の一般質問の答弁の中で、プロポーザル方式による公募を行った上で、指定管理者制度にて運営をしていくとしておりましたけれども、その後活用方法の選択肢を広げるために、5月22日の議会において条例を改正し、普通財産とした上で業務委託の形での運用を検討していくとの方針を示されました。旧国民宿舎ゆずりは荘の施設建物については、直接私も四万温泉協会の総会、また住民研修の際に、たまたま拝見する機会がございましたけれども、思っていた以上に老朽化が進んでおりまして、今後さらにそれは加速するものと考えられます。この施設は、町にとって、今後負の遺産になる可能性が大なのかなとも考えるところでございます。そこで、プロポーザルでの公募の開始が延長されておりますけれども、これを機に施設の業務委託事業者の公募と併せて、もしくはその前に売却ということも視野に検討していただけないか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）ゆずりは荘の件についてのお尋ねにお答えさせていただきます。

国民宿舎四万ゆずりは荘につきましては、平成26年から指定管理者制度を導入をさせていただきまして、中之条町観光協会が営業を続けてきたわけでございますけれども、令和4年9月から休館、宿泊業務を休止し、今年3月31日に町に返還をされたところでございます。これを受けて、去る5

月22日の議会において、関係条例の廃止等を提案をさせていただきました。そのときも申し上げましたけれども、利活用の選択肢を広げ、地域の活性化、雇用の促進、周辺施設との連携による相乗効果をもたらす等の地域振興を期待をいたしまして、公募型のプロポーザル方式により貸付先を決定し、引き続き町の関与を残していきたいと考えておりますので、現段階では売却は考えておりません。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長の答弁で、売却は今のところ考えていないということでございます。確認をいたしました。

続いての質問に参ります。このゆずりは荘の委託管理業者の公募ということですが、今後の予定について、どのようなスケジュールでこの業務委託を進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（安原賢一）総務課長

○総務課長（朝賀 浩）私のほうからお答えさせていただきます。

当初条例の廃止を行った後、速やかにプロポーザルができればよかったですけれども、議員おっしゃるとおり、大分備品、それから消耗品並びに粗大ごみ等でございます。現在総務課の職員はもとより観光商工課の職員、それから他の課の職員も動員いたしまして、ほぼ連日でそういったごみの片づけ等を行っている状態でございます。したがって、少し事務の手続は遅れている状態なのですけれども、そういったものがある程度見込めましたら、速やかにプロポーザルのほうを行って、公募していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ありがとうございました。

片づけが済んだらということなのですけれども、スケジュール的にはそういったところからの公募のスタートということで確認をいたしましたが、前回といたしますか、3月の産建の委員会のことですか、私のほうもその公募のプロポーザルの内容の確認ということでさせていただきました。住民健診での利用もあり、また災害時の避難所という役割も担っているという施設でございますので、そういったところの事業者への条件提起ということをされるということで委員会では伺っておりますけれども、これから事業者の方がプロポーザル、いわゆる提案書を作成するに当たり、多くの事業者に参加していただけるように、またあらかじめ明確な条件を提示する必要もあると考えます。そこで、町では要綱等、どのような内容を考えているのか、また改めてになりますけれども、説明をよろしく願います。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）委託管理者の公募の内容というお尋ねだと思いますけれども、公募の内容ですけ

れども、まず前提に置くのが施設を自ら整備し、運営できる事業者を募集するというところでございます。指定管理者の募集と異なりまして、町でも当初施設に修繕などを行う考えは現在の段階ではないことから、土地、建物の一部のみではなく、全体を応募者自ら管理及び運営していただく考えでございます。

一方で、昭和41年に開業した施設でもございます。客室など改修した箇所もございますけれども、建物全体の老朽化は激しく、建物としての資産価値は低いものと考えてございます。

また、災害発生時の避難場所や集団健診の会場等の公民館的な用途も有するため、地域住民の利用に配慮するなどの条件を付す考えであります。いずれにいたしましても現在プロポーザル実施要綱等により施設の状況を勘案しながら、詳細について調整している状況でございます。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）プロポーザルの条件等について確認をさせていただきました。近年四万温泉の旅館など、宿泊施設においては、主に後継者不足などの理由によって、廃業される事業者が増えております。また、団体旅行から個人、少数の旅行者が増加する傾向にあり、旅館不足、また客室不足による集客力の低下が問題となっております。このような状況を鑑みたときに、この質問の冒頭に申しましたとおり、ゆずりは荘の今後の利活用の方法として最適なのは、これまでと同様に宿泊施設としての利用ではないかと私は考えております。そして、地元四万温泉の事業者からの応募があれば、それはベストかなと、地域や関係団体とのつながりも含め、よいのではないかと考えます。

しかしながら、地元からの応募が出なかった場合や町外からの応募、特に外資系の事業者の応募があった場合、選定委員会において、慎重に検討する必要があると考えます。そこで、選定委員会の委員選考において、町、行政や観光業に関わる有識者として、地元議員の会議への参加もご検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）選定委員会の委員ということについてのお尋ねだと思いますけれども、選定委員会の委員の構成の中には、議員の方にもご協力いただく考えでございますけれども、ただ現段階では例えば常任委員会の委員長や副委員長など、具体的に決定はしておりません。まだ公募もしておりませんし、観光関係の方なのか、あるいは福祉や教育分野の方なのか、どういう方が応募していただくか分かっておりませんので、選定委員の委嘱につきましてもそういった動向を見据えて選任していただく必要があると考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

このゆずりは荘の問題について最後の質問になりますけれども、温泉の使用について、町有源泉

の利用についての質問をさせていただきます。以前、産業建設常任委員会でもご説明いただいたところもございますけれども、現在ゆずりは荘が休業後に廃棄していた毎分50リッター分の温泉について、現在近隣の希望する宿泊施設によって有効利用され、町に使用料を納めていただいているものと承知しております。今後選定された事業者が温泉を利用する場合にはその休業前の状態に戻して、50リッター分の利用が施設とともに利用は可能なのか、またもし温泉を利用しない場合には現在の状況、50リッター分が近隣の施設で分湯されてご利用されているわけですが、そういった状態が継続されるのか等、この町有源泉の温泉利用について、町の考えをお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）まだ、プロポーザルを開始しておりませんので、そういった事業者が選定された後に、その事業者と相談していくということになりますので、まだ今現在はご利用いただいておりますけれども、今後そういった形で決定された事業者と協議をしていくという関係でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）確認なのですが、プロポーザルでの設置事業者が決まるまでは現在の状況を継続するというので、それはそのまま継続ということはどうでしょうか。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今契約をさせていただいておるのが6月30日、今月で一応終了ということですので、取りあえずはそこで一回終了させていただき、プロポーザルのほうを見ながら、またその状況を見てということになりますので、一回は6月で終了ということになると思います。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

最後になりますけれども、このゆずりは荘の問題について、一番私が危惧、心配しておりますのは、老朽化した建物が解体もされずに廃墟として残ってしまうことです。売却をせずに業務委託をしていくということは、今後老朽化がさらに進んで、最終的に建物解体を町が行うということも想定しなければならないと考えます。今後施設の解体について、民間事業者、プロポーザルで決定された、選定された民間事業者と町とで、またプロポーザルで選定事業者決まらずとも、今後売却という部分を検討される中で、そういった事業者との間で解体費用の負担の割合等を考慮しながら売却することということも再検討をお願いしたいと考えております。まずは、町が期待する条件を満たす事業者の応募があることを祈念いたしまして、ゆずりは荘に関する質問をこれで終わりにしたいと思います。

最期の質問に移りたいと思います。最後の質問は、交通弱者対策についてです。総合交通対策会議、これは町長が推し進める重要な事業の取組の一つだと思いますけれども、3月の定例会議での

一般質問でもさらに私も質問させていただきましたが、町長からは交通体系の利便性について課題を洗い出し検証し、時間はかかるけれども、交通弱者対策に注力をするので答弁をいただいておりますけれども、既にこの会議は動き出しているのでしょうか。町では、公共交通対策事業や移動困難者タクシー助成事業など、スクールバス等の運行も含め、様々な交通移動手段としての事業をこれまでも展開しておりますけれども、どの事業がこの会議の対象となるのか、交通対策会議の概要と併せて、進捗状況の説明をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、総合交通対策会議についてのご質問にお答えさせていただきます。

去る5月11日に、交通事業を実施する関係各課を集めまして、現状把握及び情報確認を行ったところでございます。企画政策課では、路線バス、医療機関等、外出タクシー等補助金事務、住民福祉課では福祉タクシー、買物支援バス、教習所ではデマンドバスの運行、こども未来課ではスクールバス、六合振興課では福祉タクシー・有償運送事業「やまどり」などの運行が実施をされておるところでございます。

3月の定例会の一般質問でも同様な質問をいただき、交通体制の維持継続と使用する側にももう少し寄り添うことができないか、様々なご意見をいただきながら、課題解決の糸口の模索してまいりたい、この旨を答弁させていただきました。

繰り返しとなりますけれども、町民の皆様や事業者及び関係省庁のご意見をお伺いし、総合的に検証を行い、より利用しやすい交通体系の推進を図ってまいりたいと考えております。その第一歩が動き出したと思っております。可能性の検証を庁内で洗い出し、それを基に町民の皆様や事業者、関係省庁の皆様との協議の場へ移していきたいと考えております。

町民の皆様のニーズ、運送事業者の方の考え方、許認可等々、様々な障壁も発生すると予想されますが、私の公約の一つでもありますので、時間はかかってしまいますけれども、交通弱者対策の実現を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）ただいま町長より交通弱者対策、総合交通対策会議についてご説明をいただきました。

様々課題等を洗い出して、総合的に対策を講じていくといった内容だったと思っておりますけれども、イメージとして、各担当課が所管する事業というのはそれぞれの担当課で今までどおり行っていき、今後その中で一緒にタイアップしていくものがあればタイアップしていくと、そういったような考えでいくのかなと受け取ったのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

今後予算的にも、またマンパワーという部分、先ほど町長からもお話ありましたけれども、許認可の問題、様々な障壁があると思っておりますけれども、しっかりとご検討されて、いい方向に進んでいただければいいかなと考えます。しかしながら、早急に取り組まなければいけない事案もあ

るのかなと考えます。私、文教民生の委員会に所属しておりますので、その委員会のところでも少しお話をさせていただいたのですけれども、今回総合交通対策会議という意味において、提案ということで、この後のお話は聞いていただければと思うのですけれども、交通弱者対策ということで、早急に取り組むべき課題という部分、例えば町民の方からこんな声が上がっております。夜間病院に診察や救急搬送されていったのだけれども、帰ってくるのにタクシーが全くなくて大変困ったと、知り合いの方もなかなか連絡がつかずに、非常に困ったというお話を聞いております。また、そういったケースを心配する方も、数多く町内歩いて、いろんなお話聞いた中で挙がってきております。どうしたものかと、町は今までこのような事案に対してどんな対策を打ってきたのかと、もしそういったことがあれば、ここで話しただければと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）夜間の通院等で……

（何事か言う声あり）

○町長（外丸茂樹）いいのですか。

（「いいです」の声）

○議長（安原賢一）はい

（「大丈夫です。よろしいです。要望だけです」の声）

○議長（安原賢一）いいですか。

○町長（外丸茂樹）はい。では、いいですか。

○議長（安原賢一）6番、佐藤さん

○6番（佐藤力也）では、質問を続けます。申し訳ないです。

今のそういった事例があるということをお話をお伺いしているのですけれども、町の対応というところはちょっと質問は控えさせていただくのですけれども、民間の事業者、町のほうでも承知していると思うのですけれども、吾妻広域消防の本部、あそこで認定第1号となる民間救急サービスを行う北毛地区で初めての介護タクシー会社「虹」という会社を折田地区の水出さんという方が立ち上げました。このような介護タクシー、群馬県内には広域消防が認定していったところのタクシーは18社あるという、18台ですか、あるということなののですけれども、北毛地区では今回中之条のこの「虹」という水出さんが運営する会社が初ということになるそうでございます。今お話を聞いたところ、その社長にお話聞いたところ、3日に1度ぐらいのペースで仕事が入ってくるということでございます。もちろんコンスタントに3日に1回というわけではなく、1日2回あれば、1週間ない時期もあるということで、その入ってくる仕事の度合いというのは様々なののですけれども、今社長が1人で対応しているということなののですけれども、いつ入ってくるか分からないといったような仕事の状況の中で、できれば職員の数を増やしたいだったり、また車の台数も増やしたいと

いったようなことが今希望というか、できればいいなということをおっしゃってありました。今回この介護タクシーということでの例を挙げてお話をさせていただいているのですけれども、これまで3月の議会、委員会という中で、今回6月の委員会の中でも同僚議員のほうから白タク特区というようなお話も挙がってまいりました。前回の3月の一般質問でも白タクシー、白タク特区という部分での許可申請についてという部分では触れませんでしたけれども、これは自家用有償運送と違って、自家用車を使っての有償、お金を頂いて運行する民間のタクシーというのですか、許可はもちろん必要です。第2種の免許を持った運転手の方がタクシー会社と所属をしてというのですか、という形で有償運送を行うという、これは許可が必要なのですけれども、各市町村の市長による申請、その許可を得てから行うといったものなのですけれども、四万温泉では観光という部分で四万温泉地内を運行するぐるりんバスに替えてのこの白タク特区というところの申請を随分昔から検討しておりまして、何とかできないものかと、タクシー会社等と今検討しているところでございますけれども、こういったところ、全国的にこういった話が広がっておりまして、数多くいろいろな市町村で事例も挙がってきておりますので、ぜひ当町でもこういった白タク特区の申請許可に向けて、町でも検討していただきたいと思います。

この前向きな検討をお願いしまして、今回の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安原賢一）佐藤力也さんの質問が終わりました。

次に、原沢香司さんの質問を許可します。原沢香司さん、ご登壇願います。1番、原沢さん

○1番（原沢香司）2日間の一般質問、7名のうち、最後の質問となりました。今回4月の選挙で初めて当選いたしましたので、このように質問の機会いただいたことを感謝申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

私から3つのことについて質問をいたします。まず、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての対応、こちらについてです。これは国の制度ですから、地方政治には関係がないと思われるかもしれませんが、とんでもありません。町民の生活、そして町役場の業務に多大な影響を及ぼすおそれがありますので、質問をいたします。

次に、チャットGTPなど、生成AI、人工知能の活用についてです。これも急を要する課題には思われないかもしれませんが、相当に準備をしっかりと行わないと、後に大きな問題を引き起こすことが十分に予見される問題です。こちらを質問させていただきます。

3つ目に、主に町役場における男女共同参画について質問をいたします。どうぞよろしくお願いたします。

まず、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することについて質問いたします。現行の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化するマイナンバー法など改正案が国会で可決されました。このことについては、連日様々な問題が報道されています。口座への誤登録数が家族名義

で13万件、別人の口座登録が748件にも上ることが明らかになりました。また、これまでに全国で別人の保険証情報が誤登録された件数は7,313件、マイナンバーカードで受診したところ、資格情報が確認できず、医療費を10割負担することになった件が533件となっています。昨日発表されました最新の世論調査では、マイナンバーカードと保険証を一体化、このことに対する延期や撤回を求める超えが72.1%、マイナンバーカードの活用拡大に不安、ある程度不安、この回答が71.6%という結果も出ています。このことについて質問いたします。

まず、中之条町におけるマイナンバーカードの取得状況、この年代別男女比の現状について答弁を求めます。また、そのうち保険証とひもづけられている数、割合が分かるようでしたら、併せて答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、原沢議員のご質問にお答えをさせていただきます。

中之条町のマイナンバーカードの取得状況でございますが、4月末の確定値で、申請率78.5%、交付率72.4%となっております。全国や県平均を若干上回っている状況であり、取得状況の年代別男女比については、国において各町村ごとの数値は公表されてございません。

また、保険証とのひもづけされている数、割合についても各町村ごとの数は公表されておりませんが、全国の数、6月4日現在マイナンバーカード所有者のうち、健康保険証として利用登録している割合は69.3%となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）現状についてお答えいただきました。

次に、今までのところマイナンバーカードの申請や登録において、町民の公金受取口座の誤登録など、こういったトラブルは生じているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）マイナンバーカードについてのトラブルというお尋ねでございます。

現在のところ、マイナンバーカードと保険証とのひもづけにおいて、本人の意思の確認不足による登録が1件確認されておりますが、口座等の誤った登録などのトラブルは確認されてございません。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）安心いたしました。

2024年、来年の秋の保険証廃止に伴い、マイナンバーカードの未取得者、取得されていない方には資格確認書を発行するとされています。資格確認書の有効期限は発行から最長1年で、取得には本人の申請が必要です。現行の保険証は申請しなくても交付、送付されていますが、保険証が廃止された場合、保険料、保険税を支払っていなくても自動的に交付がなされません。申請が困難な人などは無保険になる可能性があり、カードの取得は任意と言いながら、これは事実上の強制と言

えます。これは、国民皆保険制度の根幹が崩れる事態とも言えます。厚生労働省の担当者は高齢者や認知症の人など、申請が難しい人は代理人が申請できる、申請が難しい人の判断は市町村など、各保険者がすると報道されています。

ここで伺います。現行の健康保険証が廃止されることで、無保険者が生まれるなど、町民の医療を受ける権利が損なわれることにつながるおそれがあると考えますが、この問題について町長の認識はいかがでしょうか。答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）資格確認書のお尋ねでございますけれども、議員お尋ねの資格確認書につきましては、マイナンバーカードで健康保険証の資格確認ができない状況にある方に対して、加入している健康保険の保険者が提供するものであります。年齢や勤め先によって加入する健康保険が変わりますので、手続する窓口も変わりますが、マイナンバーカードをお持ちでない方にも必要な医療を受けられるように、お求めに応じまして資格確認書を発行する予定となっております。

また、マイナンバーカードを紛失してしまった方や更新中の方に対しても医療が受けられるよう資格確認書を発行する予定であります。資格確認書を活用し、町民のみなさんの医療を受ける権利が損なわれないよう対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）マイナンバーカードの申請、これは窓口へ行くことができない方にとって、どんなふうに対応されるのか、ここが非常に大事になってくると思っております。マイナンバーカードの申請のために窓口へ行けない人、こういった方への対応はどのように行うと考えておりますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）議員ご指摘のように、窓口に出向くことが困難な方に対しては配慮が必要と思われれます。マイナンバーカードの申請は、今後高齢者施設等へ入所される方への出張受付対応や窓口へお越しいただくことが困難な方への個別訪問等の対応が必要になると考えております。

また、資格確認書の発行については、国民健康保険と75歳以上の方が加入する後期高齢者医療保険は町役場の窓口で対応することになります。

今現在、窓口で対応しているような代理人による申請など、状況に応じた対応を検討し、町民のみなさん方の状況に応じて資格確認書を発行し、受診が可能となるようにしていければと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）町長の答弁にもありましたとおり、健康保険の医療資格というものは、就職すること、また退職すること、その都度変わってまいります。新たな資格情報とマイナンバーカードのひもづけをその都度やるわけですから、今国のほうでは誤登録をゼロにしていくということを言っ

ておりますけれども、今後もゼロにすることはとてもできるとは思えません。一連の誤登録については、現行の紙の保険証では起きようないこと、これがマイナンバーカードとひもづけることによって起きてしまうことが明らかになったと思います。紙の保険証は、国保なら自宅に郵送されますし、健康保険であれば、職場を介して本人の手元に届くわけですから、そのときに自分のものであるかどうか、名前など間違えがないか、確認をすることができるわけです。

厚生労働省は、新たなトラブルを防ぐとともに、来年秋の切替えをスムーズに行えるよう、対策チームを設ける方向で調整を進めているという報道もありました。対策チームということですがけれども、この対策は簡単です。現在の紙の保険証を存続させること、これが解決できる方法だと思えます。本当にこの間マイナンバーカードの取得のために、たくさんの町民の方が窓口を訪れ、職員のみなさん、本当に丁寧な対応をされている様子、拝見いたしました。国による新しい制度の導入による混乱への対応も含めて、職員のみなさんの懇親的な業務の様子に敬意を表します。

中之条町においては、本人が意図しないひもづけがなされたという答弁、町長からありましたけれども、これはマイナンバーカードの取得は任意である、しかしマイナンバーカードの取得をしないと健康保険証が今後発行されない、これはもう事実上の強制と言えるわけですから、このようなトラブル、この後も必ず出てくるのではないかと十分予見ができます。これだけ多くの数のトラブルが全国で生じている実態を見ますと、今後中之条町においても同様のトラブル、本当にたくさん出てくるのではないかと非常に危惧をしております。こういったトラブルの対応のために、本来行うべき町民の福祉向上のための業務に支障が出ることがないのか、強い危惧を覚えているところで、保険証が廃止されることで、制度を理解できない方や寝たきりの方、施設に入所されている方、長期に入院をされている方、障害をお持ちの方など、最も医療が必要な人たちが無保険になるおそれがあります。このことへの対応は、本来であれば制度を変更する、国に責任があるわけなのですが、現場である町職員のみなさんや窓口を担うみなさんが一義的に対応を担う必要が生じています。繰り返しになりますが、職員の方が本来担うべきは住民の福祉、生活の向上のための働きです。住民の医療を受ける権利が脅かされるような事態にならないよう、制度運用の問題点も含め、町としてしっかり国や県に対しても意見を言っていく、そのような姿勢が本当に大事になってくると思います。私からは、町として、国に対し、紙の保険証を存続させるよう意見を上げていくこと、また無理なマイナンバーカードと健康保険証のひもづけを中止するよう求めていくこと、この2点を求めて、最初の質問を終わります。

次に、チャットGTPなどに代表される生成AI、人工知能の活用と対応について伺います。ご存じのとおり、チャットGTPは文章ですとか歌、あるいは画像などを作成する生成AIの一つで、質問に対しては、人間のように回答したりします。

先日新聞報道によれば、伊勢崎市では、議会での一般質問に対する市長の答弁にも活用されたとのことでした。このことについて、まず伺います。現状町役場の業務において、生成AIを活用

している実態はありますか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）それでは、生成A Iについてのご質問、お答えさせていただきます。

生成A Iの活用につきましては、既に先行する自治体もあるようでありまして、横浜市では自治体初となる全庁試験の導入や、上毛新聞6月6日の一面記事に、群馬県も条件付利用を進めるといった情報もございます。

中之条町におきましては、役場の業務上での生成A Iの活用については現在活用の発出をしておりませんので、使用実態はございません。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）それでは、今後の話なのですけれども、行政文書の作成や教育現場において生成A Iを活用することを検討しているのでしょうか。活用するのであれば、利用についてのガイドラインを策定するなど、対応を行う予定はありますでしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）今後の活用というお尋ねでございますけれども、今後の活用検討については、先行自治体の取組を踏まえ、判断していかねばならないと思っております。群馬県も条件付利用を進めるといったところからも今後試行的な利用を検討し、業務の効率化が図られるようであれば、全庁的な利用も視野に入れて最終的な判断をしてみたいと考えております。

活用に向けて、ガイドライン等の策定につきましては、群馬県や関係自治体等の事例を参考にいただき、段階的な試行を担当課に指示するところでございます。有効な道具であれば有効に使ってまいりたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）今後の活用についての答弁をいただきました。今町長の答弁の中にもありましてとおり、有効な道具というのはどんどん活用していったいいと思うのです。新しい技術を活用して、自治体の業務を効率化していくことは、これはもう今後の業務の中で絶対に必要になってくることですし、私も基本的には賛成です。よいものは多いに進めていくべきだと思っているのですけれども、チャットGTPの問題といたしましては、A Iが膨大なデータを学習して、文章なんかをまことしやかに書くのですけれども、これは自分が、A Iが学習したデータやネット空間の様々な言説を反映して作られます。そのネットがどのようなところから出てきたのであるとか、リソースの状況というのは一切明らかにされていません。ブラックボックスという状況です。ですから、出てきた回答というものを真偽が全く分からず、事実として間違っている可能性が多いにあるということが世界的にも報道されている部分です。こういったものが今後行政文書の作成や学習現場で利用されてしまいますと、審議も検証もできないものをまるで事実であるかのように読まされてしまう可

可能性がある。これは行政や教育の在り方自体、根本から問われる問題になってしまうと思いますので、十分活用には先行事例等検討するというお話でございました。しっかり検討していただいて、活用していただきたいと思っております。やはり公共の公益にかなうものとはまだ言えないという状況だと思っておりますので、公共に資するネット空間をつくるためのルールづくり、これ世界的に求められておりますので、今後の活用にしっかり検討をいただきたいということを求めたいと思っております。

それでは、質問の最後でございますけれども、男女共同参画の取組について伺います。まず、現状の町職員総数における男女比、また課長、係長級職員への女性の登用率はそれぞれ何割でしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）男女共同参画への取組というお尋ねでございますので、ご答弁させていただきます。

まず、初めに正職員の総数及び男女の比率でありますけれども、令和5年4月現在の数で申し上げますと、総数210のうち、男性115、女性95で、率で申し上げますと、男性54.8%、女性45.2%となります。ただし、幼稚園や保育所、保健師、栄養士、看護師は女性職員がほとんど占めておりますので、いわゆる一般事務職員等で比較しますと、約7割が男性職員となります。

また、係長級以上への女性の登用率ですけれども、令和4年度実績ですが、次長以上の22人のうち5人が女性管理職で、22.7%となります。ただし、保育所長等も含まれるため、一般行政職の管理職で申し上げますと、課長職につきましては16人のうち2人で、12.5%となります。係長相当職につきましては、女性職員の年齢構成上、課長補佐相当職の割合が高くなっております。一般行政職での係長相当職以上全体で17.9%となります。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）次に、お尋ねいたします。

これまでに町職員の男性と女性の育児休暇、この所得率それぞれ何割でしょうか、答弁を求めます。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）育児休暇についてのお尋ねでございますけれども、育児休暇ですが、結論から申し上げますと、女性職員のほとんどが取得しているのに対し、男性の実績はございません。

女性職員の育児休暇ですが、令和2年から4年度の3か年で申し上げますと、令和2年が4人、令和3年が6人、令和4年度が5人となっております。

育児休暇ではございませんが、男性でも育児短時間勤務や部分休業の取得実績はございました。男性職員からの育児休業取得の相談等もありますので、昨今の男性の育児参加など、社会背景を考えると、男性の育児休暇取得も今後は十分考えられますし、また取得しやすい環境づくりへの配慮

も必要だと考えております。

以上です。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）育児休暇のことをございますけれども、先日の、これも新聞報道になりますけれども、高崎市では男性の育児休暇について、2025年度以降100%を目指すということでした。一足飛びに100%をすぐやるというのは、これは大変難しい環境整備が必要になることですから、すぐに中之条町でも同様には言いませんけれども、できることからやっていって、やはり男性も女性もともに活躍できる職場づくりを心がけていっていただきたいと思っております。

次に、質問です。男女協働参画社会の実現に向けて、これから町としてどのような取組を行って行く予定でしょうか。町長の心構え、お聞かせください。お願いします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）男女共同参画への取組というお尋ねでございますけれども、男女共同参画は教育と意識改革が重要であると認識しております。性別による差別や偏見、男女の平等な機会や能力を發揮できる環境づくり、教育や職業選択の自由を尊重する環境も重要な課題となってくると思います。

男女の賃金格差の解消やワーク・ライフ・バランスの取組、男女が仕事と家庭の両立をしやすい環境の提供、育児休暇制度の整備、セクシャルハラスメントの撲滅、女性の多様な役割や能力を積極的に取り上げ、平等な社会の構築を念頭に、企業や事業者、行政機関、団体等と連携をさせていただき、男女共同参画のかじ取りに邁進してまいりたいと考えております。

自治体はその先導役でありますので、職員構成や役職登用、各種休暇制度等を先行して実施しているところがございます。原田議員にもこれからいろいろなご意見、ご指摘をいただければと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）前向きな答弁いただきました。男女共同参画、もちろん男性、女性、体の構造も異なりますし、体力、その他様々な性差があるわけですが、それをお互い、まず認識し、そしてお互いを尊重するところから始まっていくと思います。

教育ということも今町長からお話ありましたけれども、ちょっと日本の現状というのを見ていかないと、中之条町だけの問題ではありませんので、ちょっとデータを紹介させてください。2021年に世界経済フォーラムというところがジェンダーギャップ指数、これは男女の違いによって生じている様々な格差のこと、このランキングを出しています。日本は、世界の152か国中120位ということなのです。先進国の中では最低レベルです、アジア諸国の中で、韓国や中国、そしてアセアン諸国よりも低い結果となっています。なぜそのようになっているのか、分析がされています。これ引用ですけれども、日本では昔から男は仕事、女は家庭といった固定的性別役割分担意識が根強く

残り、こうした背景から経済や政治分野での女性参画が進んでいないため、順位を大きく下げています。これは、私の意見ではなくて、ぐんま男女共同参画センターによる分析でございます。また、このセンターが出している集計ですけれども、群馬県における指導的地位に女性が占める割合、まず市町村の審議会等の委員に占める女性の割合、それから自治会長に占める女性の割合、これとともに全国最下位となっております。

一方で、群馬県は7月1日付の人事では、部長級13人のうち、女性は6人と、比率が46.2%となり、都道府県で最高を維持するという報道も出ています。山本一太知事は、「女性の登用は世界的な常識、将来的には管理職の女性比率を50%にできるような流れをつくりたい」と、記者会見で述べたとのこと。中之条町においても男性も女性も共に活躍できるような状況をつくっていくことをとても大事だと思います。

そこで、私、町職員の方に現状働いている状況について伺いました。まず、子供がいると、なかなかステップアップが図れない状況があるのだということを語られました。これは、やっぱり育児休暇なんかの間挟まってしまいますと昇級に影響が出てしまう、このことの表れだと思います。また、昇級を辞退したり、いざ昇給というタイミングで職を辞してしまう職員がいるということだと思います。これは、やはり職責の重さだったり、管理職の方の労働環境に大きく関わってくるのだというふうに捉えました。また、全体として職員数が少なくなっている実感がある、これは退職される職員に対して、新規採用の方が少ない、町民全体、人口全体減っている中ですので、簡単に職員数を増やすこと難しいと思うのですけれども、やはり業務を担うみなさんの実感といたしましては、今の職員数では少し足りないのではないかという実態が語られています。また、一人係長で仕事をしている部署が多く、仕事を代わる人がいないと、これ本当に大事な点だと思うのですけれども、やはり休もうと思っても仕事を代替してくれる人がいなければ、自分自身が休んでしまえば、その業務はストップしてしまうわけですから、ここは本当に重く捉える必要があるなと思っています。やはり部分休業など、制度があってもどうしても仕事の都合で休みが取れない現状がある。育児しながら働き続けることに対して、上司や同僚の理解があっても実態が許さない、これやっぱり仕事量がそれを許していないという実態があるのだと思います。本当に繰り返しになりますけれども、すぐにこの労働環境というのは改善図れるものではありませんけれども、町長、先ほど答弁でお話しされたとおり、教育の機会、しっかり設けていただいて、まずはやっぱり意識を持っていくことが大事だと思うのです。特にこういう話をすると問題になるのが町長のお話にでも出ましたけれども、ハラスメントのことです。セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、アルコールの場でのハラスメントですとか、妊娠したことによって生じるマタニティハラスメントなど、職場でのハラスメントというのは本当に様々な、日常的に発生する可能性を秘めていると思うのです。

ここで、質問を1つさせていただきます。ハラスメントを受けた職員がいた場合、現状中之条町では

相談できる窓口というのはあるのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（安原賢一）総務課長、お願いします。

○総務課長（朝賀 浩）ハラスメントということでございますけれども、議員おっしゃるとおり、一般的にはパワハラ、あるいはセクハラ、マタハラといったものになると思うのですけれども、具体的な窓口では総務課の窓口で相談業務のほうは行っております。幸いにして、中之条町については、大きな相談というのは今のところないのですけれども、ただ非常にデリケートな問題ですし、議員おっしゃるとおり、職員の仕事もかなり多忙化しておりますし、何より複雑化しております。ハラスメントに限らず、そういった相談窓口については、私も含めて垣根を低くして、何なりとご相談できるような、そんな環境づくりには努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）1番、原沢さん

○1番（原沢香司）ありがとうございます。

今垣根低くということで、総務課長からお話ありましたけれども、やはり相談するのって物すごく勇気が要ることだと思うのです。日常的に顔を合わせる人に対して、ハラスメントを訴えるということは相当これ難しいと、課長から相談実績ないというお話ありましたけれども、一方では相談したくてもできない実態もあるのではないかと推測します。このあたりはどうしたらハラスメントを気軽に相談できる体制をつくっていけるのか、今後の課題になってくると思いますので、また引き続きの検討をお願いできればと思っております。

ここからは提案になるのですけれども、まずハラスメントを防止していくための策です。簡単なことからなのですけれども、1つは先ほど休暇のお話申し上げましたが、休暇届って結構出すの、これもハードル高いのです。直接の上司なりに、この日休みたいのですけれどもと言えば、権利としてはもちろんあるのですけれども、何でと聞かれることもあるかもしれません。今現状、町役場での休暇届というのは紙を使っていると思うのですけれども、これをペーパーレスにして、もうネットで申請すれば受理されるような仕組みというのをいろんなソフト等もありますので、顔を見ずに休暇届出せるような仕組み、これがあるだけでも随分休暇の取得というのは進めるのではないかなというふうに考えております。

それから、ジェンダーハラスメントの防止研修、これぜひ役場として取り組んでいただきたい項目です。本人が期せずしてやってしまうのが特にジェンダー分野におけるハラスメントです。何がハラスメントに当たるかということをつかっているから、やってしまうという実態がやはりあると思うのです。これは、きちんとしたジェンダーハラスメントの専門家などいますので、こういった方を呼んでのセミナーや研修、私自身も受けたいですし、ぜひ町役場の職員のみなさんに対して行っていただきたいということを提案申し上げます。

以上、提案も含めて申し上げたのですけれども、女性が働きやすい職場をつくるということは、

そのまま男性にとっても働きやすい職場をつくることにつながると考えています。そして、町役場の職員のみなさんが働きやすい職場で仕事ができるということはそのまま町民生活の向上に直結をいたします。そして、今町役場で働いているみなさん、職員さんたちだけにとってもではなく、これから仕事に就くみなさん、若い人たちにとっても町役場が働くのに魅力的な環境になっていくこと、これが非常に大事だと思います。先ほど未来戦略ミーティングの話もありましたけれども、ぜひ未来志向で、若い人たちにとっても働きやすい職場環境をつくっていければいいのだと考えております。町役場で環境整備が進めば、役場がやっているのだから、うちもやろうということで、民間にもこれ波及していくと思うのです。ぜひ中之条町の中で役場が率先して、こういったハラスメントの対応などを行っていただきたいと考えております。

私は、今回から議員として共に町で働く立場として、この男女共同参画の問題について、これからも積極的に取り上げていきたいと考えております。このことを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安原賢一）原沢香司さんの質問が終わりました。

○

○議長（安原賢一）以上で、本日予定しました日程は全て終了しました。

4日目の21日は定刻の午前9時30分から再開しますので、定刻までご参集願います。

本日はこれにて散会します。長時間にわたりご苦労さまでした。

（散会 午前10時38分）

令和5年第2回中之条町議会定例会 6月 定例会議 会議録 第4日

招集年月日 (会議)	令和5年6月21日							
招集の場所	中之条町役場 議事堂							
開議 日時	開議	令和5年6月21日 午前9時30分						
	散会	令和5年6月21日 午前10時02分						
応招ならびに 不応招議員 応招 15名 不応招 0名 出席ならび に欠席議員 出席 15名 欠席 0名	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別	議席 番号	氏名	応招・ 不応招 の別	出席・ 欠席の 別
	1番	原沢 香司	応招	出席	9番	富沢 重典	応招	出席
	2番	福田 公雄	〃	〃	10番	関 常明	〃	〃
	3番	山本 修	〃	〃	11番	唐沢 清治	〃	〃
	4番	割田三喜男	〃	〃	12番	福田 弘明	〃	〃
	5番	山田みどり	〃	〃	13番	劔持 秀喜	〃	〃
	6番	佐藤 力也	〃	〃	14番	小栗 芳雄	〃	〃
	7番	関 美香	〃	〃	15番	安原 賢一	〃	〃
	8番	大場 壯次	〃	〃				
会議録署名議員	1番 原沢 香司		2番 福田 公雄		3番 山本 修			
職務のため出席した者の 氏名	事務局長		町田 岳彦		書記		奥木 明彦	
	議事書記		田村 深雪		書記		山田 和弥	
	議事書記		鈴木 幸一					

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	外丸 茂樹	農林課長	小池 宏之
	副町長	篠原 良春	花のまちづくり課長	福田 義治
	教育長	山口 暁夫	建設課長	本多 宏幸
	総務課長	朝賀 浩	会計管理者	劔持 和美
	企画政策課長	山本 嘉光	企業課長	山田 秀樹
	税務課長	生巢 孝子	こども未来課長	山本 伸一
	住民福祉課長	山田 行徳	生涯学習課長	須崎 幸夫
	保健環境課長	倉林 敏明	六合振興課長	欠 席
	観光商工課長	永井 経行	教習所長	橋爪 勝
議事日程	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

議 事 日 程

第4号

(令和5年6月21日午前9時30分開議)

- 第1 議案第 1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算(第3号)
議案第 2号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 第2 議案第 3号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 4号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 5号 中之条町税条例の一部改正について
議案第 6号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 7号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
議案第 8号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第 9号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
議案第10号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第11号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止について
議案第12号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第3 議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定について
- 第4 請願第1号
追加日程第1 議第1号議案 「消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める意見書」の提出について
- 第5 議員派遣の件



◎ 開 議

○議長(安原賢一) みなさん、おはようございます。第2回定例会6月定例会議の本会議も本日で4日目となりました。お疲れのこととは思いますが、慎重審議をお願いいたします。

各委員会から報告書が提出されましたので、お手元に配付しています。

本日は、議会基本条例に規定する情報公開を進めるため、議会の録画配信のための議場内の撮影を行います。傍聴席につきましては映り込まないように配慮していますが、傍聴席から身を乗り出したり、大きな声を出されますと録画録音される恐れがあります。あらかじめ承知の上、議場内での会話等はお控えくださるようお願いします。

ただいまの出席議員は15名です。

これより本日の会議を開きます。

○

◎ 議案第 1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第3号）

◎ 議案第 2号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（安原賢一）日程第1、議案第1号及び第2号を一括議題とします。

これらの議案につきましては、去る6日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第1号 令和5年度中之条町一般会計補正予算（第3号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度中之条町発電事業特別会計補正予算（第1号）について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 議案第 3号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定について

◎ 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎ 議案第 5号 中之条町税条例の一部改正について

◎ 議案第 6号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について

- ◎ 議案第 7号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第 8号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- ◎ 議案第 9号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- ◎ 議案第10号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- ◎ 議案第11号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ◎ 議案第12号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（安原賢一）日程第2、議案第3号から第12号を一括議題とします。

これらの議案につきましても去る6日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑願います。12番、福田さん

○12番（福田弘明）議案第5号 中之条町税条例等の一部改正についてお伺いいたします。

この中で、私が質問する項目と申しますのは、議案書でいいますと、ページが振っていない、議案書の第5号の4ページ目ですか、特定小型原動機付自転車に関することとございます。この特定小型原付ですか、これを新たに設けられるわけですが、これにつきましては、16歳以上、免許不要、ヘルメットは努力義務ということで、そこそこ需要というのですか、利用される方が出るのかと思うのですが、この機会に標識、ナンバープレート、これにつきましても新たに特定小型原付というのが設けられて作られるわけなのですが、この際新たに作られるということなので、中之条町らしいナンバープレート、これを作っていただけたらと思うのですが、町長のご意見を伺いいたします。

○議長（安原賢一）町長

○町長（外丸茂樹）詳細については税務課長のほうで今準備をしているかもしれませんので、お答えさせていただきます。

○議長（安原賢一）税務課長

○税務課長（生巢孝子）税務課長の生巢と申します。よろしくお伺いいたします。

今福田議員からご質問いただきました、いわゆるキックボード、電動機付キックボードが今年の7月1日から道路交通法も改正になるのに相まって課税することになるので、税条例の一部改正をお願いいたしました。

ナンバーについてですが、7月1日からすぐに交付できるように既に準備を進めておりまして、納品にもなっております。ですので、今現段階で、いわゆる福田議員がおっしゃったのはご当地ナンバーと言われているものだと思うのですが、今そういうことはしないで、今までどおりの中之条町というナンバーを用意しております。

以上でございます。

○議長（安原賢一）12番、福田さん

○12番（福田弘明）このナンバープレート、非常に特殊というのですか、今までの原付のナンバープレートと違って、10センチ、10センチ、非常に超ミニサイズで、かわいらしいナンバープレートになるらしいのですが、標準では町村名を上を書くタイプと下を書くタイプ、2つあるようなのですが、この下に各町村名を書く、入れるタイプだと、上のほうに空白の欄が結構できるのですよね。それなので、中之条町の花というのですか、もあるし、鳥もウグイスですか、ありますし、ご当地ナンバーを考えていただけたらよろしかったかなと思うのですが。ちなみに、ナンバープレート何枚手配しましたか。

○議長（安原賢一） 税務課長、お願いします。

○税務課長（生巢孝子） ナンバープレートは、30枚作成いたしました。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明）これに係る費用というのはそんなに大金がかかるわけではないですよ。そのへん、数字、税務課長、ご案内できますか。

○議長（安原賢一） 税務課長

○税務課長（生巢孝子）まず、新しくナンバーを作るために金型を最初だけ作成いたします。そちらの金額が一式で3万円、その金型を使って、ナンバープレートを作っていただくのですけれども、そちらが1枚につき1,050円、どちらも税抜きでございます。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明）30枚はもう用意してあるということなので、この際、町長、そんなに大金がかかるわけではないので、また中之条町、ご当地ナンバーはまだやったことがないので、手始めと言っただけなんですけど、この30枚使い切ったところでもう一度お考えになっていただければと思うのですが、そのへんのご見解をお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 町長

○町長（外丸茂樹）私も今、そのナンバープレートについて詳細を初めて聞いたものですから、今福田議員おっしゃるような30枚ということですので、そのことについてはちょっと研究させていただいて、みなさんに親しまれるような、そういうことも考えていかなければいけないかなと、そんなふうに思っていますので、またちょっと調整させていただきます。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明）それと、1点、税務課長にお尋ねしたいことがございまして、この特定小型原付というのはさっき申し上げましたが、16歳以上で免許も要らないと、ヘルメットも努力義務、かぶらなくてもいいということなので、場合によったら、高校生ぐらいの方が中之条町ナンバープレートの発行をお願いに来るかと思うのですが、その際前提条件として、保安基準を満たしているものであることというのが明記されておりますよね。これ、役場にお見えになったときに現物をチェックされるのですか。そのへんをお伺いいたします。

○議長（安原賢一） 税務課長、お願いします。

○税務課長（生巢孝子） 何分初めてなことなものですから、いろいろ国や県からも基準とか来ておりますが、そういうもので紙、資料で、窓口でよくお互いに確認し合うということを想定しております。

○議長（安原賢一） 12番、福田さん

○12番（福田弘明） たしか申請のひな形は書いていないのですよね。ないと思います、メーカーの名前ぐらいで。なぜこんなことを聞くかといいますと、あれ輸入のキックボードは100%クリアできないのですよね、保安基準満たしていないので。そんなので、そのへんの事務手続をどうなさるのかなということでお伺いいたしました。

先ほど税務課長おっしゃられた、たぶん書式というのではないのではないかと思うのですが、そのへんもう一度答弁お願いできますか。

○議長（安原賢一） 税務課長、お願いします。

○税務課長（生巢孝子） 恐れ入ります、書式というのは申請時の書式のことをおっしゃっていますか。確かに申請書には書式はないかもしれませんが、「こういうふういろいろこういうところが大事なのだよ。」みたいなチラシも来ておりますので、そこをお互い初めてのことでですから、よく確認させていただいて、法令に則って対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（安原賢一） ほかにご質疑ございませんか。1番、原沢さん

○1番（原沢香司） まず、議案第5号について、これ確認でございます。

今回森林環境税の納付ということでございまして、これ1,000円が増税ということになると思いますので、こちらの一般質問、また委員会でも出ておりますけれども、やはり納税される町民のみなさんに環境森林税の役割でございますとか、森林環境税ですね、そして町としてどういう活用していくのか、しっかりと周知をいただくようお願いをしたいところでございます。

それから、議案第9号についてでございます。中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正、ここで電子資格確認及び電子的確認という文言が入っておりますけれども、こちらのマイナンバーカードのことだと理解をしております。やはりこのマイナンバーカードの申請において、写真を撮るわけですが、そこに車椅子に乗っている方のヘッドレストが写ってはいけませんとか、障害をお持ちの方が写真撮影の際に非常に苦勞しているですとか、写真撮影が受け付けられなかったというような事例も聞いておりますので、そういったことがないように、今後の運用の点で十分ご注意ください、ご配慮いただければという点でございます。

以上でございます。

○議長（安原賢一） 答弁はいいですか。

○1番（原沢香司） はい。

○議長（安原賢一）ほかにご質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

採決は、個々の議案ごとに行います。

最初に、議案第3号 中之条町犯罪被害者等支援条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 中之条町税条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 中之条町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 中之条町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 中之条町木材活用センターの設置及び管理に関する条例の制定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 中之条町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 六合介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 中之条町健康増進施設「バーデ六合」の設置及び管理に関する条例の廃止について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 六合診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(安原賢一) 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定について

○議長（安原賢一）日程第3、議案第29号を議題とします。

これらの議案につきましても去る6日に説明がありましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑願います。

（発言する人なし）

○議長（安原賢一）別段ございませんので、質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

議案第29号 中之条町木材活用センター指定管理者の指定について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（安原賢一）起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○

◎ 請願第1号

○議長（安原賢一）日程第4、請願第1号を議題とします。

お手元に請願・審査報告書を配付していますが、この際委員長から審査経過の概要について報告を求めます。

請願第1号について、産業建設常任委員長、関美香さん、登壇願います。7番、関さん

○産業建設常任委員長（関 美香）議長の命によりまして、令和5年6月定例会議において、産業建設常任委員会に付託された請願の審査報告を申し上げます。

当委員会は、6月14日午後1時10分から第一委員会室において、委員5名、町長、副町長、関係課長、職員出席の下開催し、請願第1号について審査しました。

請願第1号は、消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める請願書で、吾妻民主商工会より提出されたものです。

各委員からの主な意見としては、請願について採択でいいと思います。免税業者の14%しか課税業者への申請の登録が済んでいないとか、業種によっては廃業に追い込まれるようなことが書いてありました。中之条町でも企業支援など行って、昨年度は商工会の会員数も増えた話も聞いております。インボイス制度は弱い者いじめのような感を持っているので、採択でいいと思う。

消費税というものは、国へ納められるもの。この制度を導入していく過程の中で、この免税業者に優遇対策が取られたと思う。過酷な実務負担と書かれていますが、これについても新たな優遇措置として導入に伴う対策が取られております。そういう観点からこの請願については反対。

今回の請願ですが、今もコロナの影響が続いており、コロナ前の経済状態に戻っているとは思いません。物価高騰等で商売や農業など、直撃して大変な状況になっている。こういった状況から出された請願であり、議会として地元のみなさんの声を国にしっかり届けていくことが大切であります。今回の請願は採択でお願いします。

今回のインボイス制度の新たな対象者は、消費税を納めていない人が多い。消費税を納めているような商売をしている人ではない人が多い。農家の方は特にそうです。中小零細企業にまで一般企業と同様に消費税を納めさせることになると、小さな商店や小さな農家など、廃業に追い込まれても仕方ないと感じるところです。今回のインボイスに関しては採択でいいと思うなどの意見が出されました。

採決の結果、採択3名と多数のため、採択と決定しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました請願の審査結果報告とさせていただきます。

○議長（安原賢一）以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑願います。

○議長（安原賢一）別段ございませんので、委員長報告に対する質疑を終結します。

お諮りします。

直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、採決に入ります。

請願第1号について採決します。

本件に対する委員長報告は採択です。

よって、原案についてお諮りします。

令和5年請願第1号 消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める請願について原案のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（安原賢一）起立多数です。

よって、令和5年請願第1号は採択とすることに決定しました。

◎ 日程の追加

○議長（安原賢一）請願第1号の採択に伴いまして、意見書の案が提出されております。本案を、この際日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（安原賢一）異議なしと認め、この際日程に追加し、議題とすることに決定しました。議案を

配付します。

(議案の配付)

○議長(安原賢一) ただいま配付しました議第1号議案を追加日程第1として、議事日程に加えていただきたいと思います。

◎ 議案第1号 「消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める意見書」の提出について

○議長(安原賢一) 追加日程第1、議第1号議案について議題とします。

議案を朗読させます。局長。

(議第1号議案について、事務局長朗読)

○議長(安原賢一) お諮りします。

ただいま朗読しました意見書案につきましては、先ほどの委員長の報告のとおりでありますので、提案理由等を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議なしと認め、直ちに採決します。

議第1号議案 「消費税インボイス制度の10月実施を延期し、制度の中止を求める意見書」の提出について採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(安原賢一) 起立多数であります。

よって、議第1号議案は可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長(安原賢一) 日程第5、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします。お手元に配付しました一覧表のとおり、議員を派遣することに決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(安原賢一) 異議ないものと認め、一覧表のとおり派遣することと決定しました。

○議長(安原賢一) 以上で今期定例会議に付議された議案は全て議了しました。

これをもって、令和5年第2回中之条町議会定例会6月定例会議を散会します。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

(散会 午前10時02分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中之条町議会議長 安原 賢一

中之条町議会議員 原沢 香司

中之条町議会議員 福田 公雄

中之条町議会議員 山本 修